

令和2年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和3(2021)年3月
健康科学大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	5
基準 1 使命・目的等	5
基準 2 学生	8
基準 3 教育課程	37
基準 4 教員・職員	55
基準 5 経営・管理と財務	64
基準 6 内部質保証	69
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	73
基準 A 地域連携	73
1 地域連携に関する方針と取組み	73
2 大学附属クリニックの開設	77

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1 健康科学大学の理念・目的

(1) 建学の精神・大学の基本理念

わが国では少子高齢化や後期高齢者の増加、グローバル化を始めとする急激な社会の変化に伴い、これからの医療・福祉のあり方が社会的な検討課題になっている。健康科学大学(以下「本学」という。)は、このような社会のニーズに応えるため、「豊かな人間力」、「専門的な知識・技術力」、「開かれた共創力」の3つを兼ね備えた人材の育成を建学の精神として設立された。

本学は、この建学の精神に基づき、「生命に対する深い理解や、他者と共感し交流できる感性を育て、共生の思想に基づく強い倫理観と使命感を備えた人材」、「理学療法・作業療法・福祉心理又は看護に関する幅広い知識と先端の専門技術を身につけたプロフェッショナルな人材」、「地域社会と連携して人々の健康増進に努め、他の専門職と協同して新時代の医療・福祉を切り拓く、創意に富んだ人材」を育成することを基本理念としている。

要約すれば、「建学の精神」をもとに、「豊かな人間力」、「専門的な知識・技術力」、「開かれた共創力」の3つの力を備えた人材を育成することが基本理念である。

(2) 建学の精神・基本理念に基づく教育の使命と目的

本学の使命と目的については、「健康科学大学学則」(以下「学則」という。)第1条に、「教育基本法及び学校教育法の精神に則り、本学創立の精神に基づく人間教育を行い、広い教養と実務的な専門知識を授けるとともに、旺盛なる自主の精神と強い責任感を涵養して、文化の向上と医療及び福祉の進歩に寄与し得る有為な人材を育成することを目的とする」と規定している。この使命と目的を実現するために、次のような人材育成を目指した教育を行っている。

1) 質の高い医療・保健・福祉の専門職の育成

わが国における医療・保健・福祉を取り巻く環境がめまぐるしく変化する中で、質の高い理学療法士・作業療法士・社会福祉士・精神保健福祉士・看護師・保健師等の供給は、ケアの時代における社会の要請にもかかわらず、立ち遅れている。これらの職種は、医療の現場において単に医師の補助的役割にとどまらず、医師と協力して高度な判断力と医療・保健・福祉の技術を有する専門職としての力を十分に発揮すべきであり、そのため医療・保健・福祉の高度化に対応した質の高い人材が求められている。

本学ではこうした社会の要請に応えるため、単なる知識の伝達にとどまらず専門職としての高度な判断力を持ち、高い倫理観と豊かな人間性を備えた質の高い医療・保健・福祉の専門職の育成を目標としている。

2) 医療・保健・福祉分野の指導者の育成

21世紀はケアの時代といわれ、医療・保健・福祉の高度化と複雑化はますます進むものと予測される。これに対応するためには、それぞれの領域における高度な専門職

が必要となるのは当然であるが、加えて今後それらの人材を教育・指導できる指導者の育成もまた重要である。

本学ではこうした社会の要請に応えるため、優れた判断力と技術を有し、高い倫理性と豊かな人間性に加えて、高度な研究能力を兼ね備えた、医療・保健・福祉分野の専門職を指導する指導者の育成をも視野に入れている。

3) 開かれた大学としての地域貢献・連携

本学は、開かれた大学として教育研究活動の成果を必要に応じて地域に還元するとともに、地域連携による教育研究活動が重要であるとの認識に立ち、地域貢献・連携に積極的に取り組んできた。本学の地域貢献・地域連携に係る具体的な活動例を以下に示す。

- ・ 大学の教育研究情報の積極的公開・提供
- ・ 地域の医療福祉機関・福祉施設・ボランティア団体等と共同して、地域医療・福祉の発展に寄与する活動
- ・ 富士河口湖町と締結した「包括連携協定」に基づく地域福祉の向上、地域経済の活性化、自然・文化環境の改善及び人材育成に関する活動
- ・ 都留市と本学のほか都留文科大学、県立産業技術短期大学校を含む3大学で締結した「大学コンソーシアムつる規約」に基づく生涯学習の推進、産官学民間の地域交流の推進、地域社会への貢献に関する活動
- ・ 山梨県内の高等学校9校と締結した「高大連携事業に関する協定」に基づく高等学校教育・大学教育の充実と生徒及び学生の能力向上を図るための活動

2 健康科学大学の特色

本学の個性・特色は、基本理念や教育の目的・使命を具現化する教育研究活動そのものにあるが、その中から特色のあるものをいくつか示す。

(1) カリキュラムに関連した個性・特色

- ①本学の教育目的・目標を実現するため、多彩な科目を開講している。
- ②豊かな人間性と高い倫理性を備えた人材の育成を目指して、「総合基礎科目領域」(健康科学部)・「基本教育科目」(看護学部)の充実を図るとともに、「総合基礎科目領域」(健康科学部)・「基本教育科目」(看護学部)と「専門科目領域」(健康科学部)・「専門教育関連科目」及び「専門教育科目」(看護学部)が各学科・学年ごとにバランスよく履修できるよう設定している。
- ③医療・保健・福祉の分野においては、トータルケアを他の専門職者と連携・協同して実施できる人材が求められている。こうした人材を養成するため、健康科学部では「専門基礎科目」を3学科共通の科目と位置づけている。
- ④健康科学部では、1年次から4年次までの学生を含む少人数グループ編成による演習を取り入れ、「専門科目」を学んで臨床実習を経験した上級学生の具体的な意見やアドバイス等が下級学生の刺激となるような授業展開をしている。
- ⑤「プレースメントテスト」を実施し、習熟度別クラスによる授業を行うなど、きめ細

かい学修支援を実施している。

(2) その他の個性・特色

- ①学生自身が図書館の配架や書架整理などの学内業務を有償ボランティアとして行う「スチューデントジョブ制度」を取り入れるとともに、オープンキャンパスへの積極的参加を促進し、ボランティア精神や愛校心の向上を図っている。
- ②「研究助成費」制度を設け、学内教員からの研究計画を公募し、厳正な審査により適切と認められた研究活動に対して助成費を交付し、教員の研究活動の活性化と高度化を推進している。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

2002年 12月(平成14年度)	健康科学大学の設置認可(14校文科高8号)
2003年 4月(平成15年度)	健康科学大学開学 健康科学部開設 (理学療法学科・作業療法学科・福祉心理学科)
2006年 9月(平成18年度)	リハビリテーションクリニック開院
2008年 4月(平成20年度)	福祉心理学科に発達臨床心理コース開設
2012年 9月(平成24年度)	開学10周年記念式典
2015年 8月(平成27年度)	看護学部設置認可(27文科高489号)
2016年 4月(平成28年度)	看護学部開設(看護学科) 学生サポートセンター開設

2. 本学の現況

・大学名

健康科学大学

・所在地

富士山キャンパス 〒401-0380 山梨県南都留郡富士河口湖町小立 7187 番地
桂川キャンパス 〒402-8580 山梨県都留市四日市場 909 番地 2

・学部構成

令和2(2020)年5月1日現在

単位：人

健康科学部	入学定員	編入学定員	収容定員
理学療法学科	80	—	320
作業療法学科	80	—	320
福祉心理学科	60	5	250
合計	220	5	890

健康科学大学

単位：人

看護学部	入学定員	編入学定員	収容定員
看護学科	80	—	320
合 計	80	—	320

・ 学生数、教員数、職員数

学生数 令和2(2020)年5月1日現在 単位：人

健康科学部	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	合計
理学療法学科	112	78	78	89	357
作業療法学科	45	51	49	40	185
福祉心理学科	38	16	36	40	130
合 計	195	145	163	169	672

看護学部	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	合計
看護学科	82	68	81	59	290
合 計	82	68	81	59	290

教員数 令和2(2020)年5月1日現在 単位：人

学部・学科		専任教員数						非常勤講師
		教授	准教授	講師	助教	助手	合計	
健康科学部	理学療法学科	7	3	2	7	0	19	25
	作業療法学科	4	1	2	5	0	12	
	福祉心理学科	6	3	4	0	1	14	
看護学部	看護学科	10	6	4	4	2	26	20
合 計		27	13	12	16	3	71	45

職員数 令和2(2020)年5月1日現在 単位：人

職 員	41
-----	----

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学の使命・目的等について「学則」第 1 条には、教育基本法及び学校教育法の精神に則り、本学創立の精神に基づく人間教育を行い、広い教養と実務的な専門知識を受けるとともに、旺盛なる自主の精神と強い責任感を涵養して、文化の向上と医療及び福祉の進歩に寄与し得る有為な人材を育成することを目的とする。」と規定されている。

また、「建学の精神」には、学則に定める本学の目的がさらに具体的かつ明確に表現されている。

こうした使命・目的等は、本学公式ホームページ(以下「ホームページ」という。)、大学案内等によって公開されている。

1-1-② 簡潔な文章化

ホームページ、大学案内、健康科学大学教育・研究年報等に、「建学の精神」の要約として、「豊かな人間力」、「専門的な知識・技術力」、「開かれた共創力」の 3 つの能力を備えた人材を育成するのが本学の基本理念である旨、簡潔な文章で明示している。

1-1-③ 個性・特色の明示

本学の個性・特色は、大学案内等において、建学の精神及び基本理念を要約し「豊かな人間力」、「専門的な知識・技術力」、「開かれた共創力」の 3 つを兼ね備えた人材を育成することが本学の使命であるとホームページや大学案内に明示している。

・「豊かな人間力」

生命に対する深い理解や、他者と共感し交流できる感性を育て、共生の思想に基づく強い倫理観と使命感を備えた人材を育成する。

・「専門的な知識・技術力」

理学療法・作業療法・福祉心理・看護に関する幅広い知識と先端の専門技術を身につけたプロフェッショナルな人材を育成する。

・「開かれた共創力」

地域社会と連携して人々の健康増進に努め、他の専門職と協同して新時代の医療・福祉を切り拓く、創意に富んだ人材を育成する。

1-1-④ 変化への対応

使命・目的及び教育目的は、開学時から変更のないものであるが、平成 28(2016)年 4 月の看護学部の開設に対応するものとして、「建学の精神」について文言の一部見直しが平成 27(2015)年度第 11 回健康科学大学運営会議及び平成 27(2015)年度第 8 回学校法人富士修紅学院(現、学校法人健康科学大学)理事会において全会一致で承認されるなど、状況の変化に応じた対応を行っている。

(3) 1-1 の改善・向上方策(将来計画)

使命・目的及び教育目的については、具体的に明文化するとともに、簡潔な文章化も実現している。今後、社会的要請等を踏まえながら、文言等について見直していく。

本学の使命・目的及び教育目的については、個性・特色の明示、法令への適合及び変化への対応に関するこれまでの対応を継続していく。

1-2 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

法人の目的は寄附行為第 1 章総則第 3 条(目的)に、大学の目的は学則第 1 章総則第 1 条(目的)に明記されている。また、学部及び学科の目的については、学則第 2 章構成第 3 条の 2(育成する人材)に明記されている。寄附行為の制定・変更については予め評議員会に付議され、理事会で承認される必要があり、学則の制定・変更については大学運営会議で審議・承認され、理事会で承認される必要がある。このように、法人及び大学の目的は、それを明記する規程の審議・承認の手続きの過程において、役員及び教員の理解と支持を得ている。

ホームページや学生便覧を通じて「建学の精神」及び「学則」を公開しており、変更が生じた場合等にはメール等で全教職員に周知を行うことにより理解と支持が得られている。

また、看護学部開設に伴う「建学の精神」の文言見直しは、運営会議及び理事会における審議過程並びに教職員への周知を通じて、本学の使命・目的及び教育目的についての役員及び教職員の理解と支持をより一層高める機会となった。

1-2-② 学内外への周知

本学の建学の精神・大学の基本理念については、次のとおり広く学内外に周知している。

- ①校舎に建学の精神を掲示し、学生及び教職員に周知している。
- ②「学生便覧」に建学の精神・大学の基本理念等を示すとともに、「学則」の第1条に本学の教育目的を明記し、学内外に公表している。
- ③「大学ホームページ」に建学の精神・教育目標を明記し、学内外に公表している。
- ④「大学案内」に建学の精神・教育目標を明記するとともに、「オープンキャンパス」等の機会に説明を行っている。
- ⑤ 入学式の学長式辞や理事長告辞、大学の行事における挨拶等において、建学の精神や大学の基本理念について触れ、内外の関係者の理解を深めるようにしている。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

建学の精神に基づき、計画的・戦略的に大学運営を推進するため、平成28(2016)年度より令和2(2020)年度までの5年間を計画年度とする健康科学大学中期目標及び中期計画を定めており、中期目標には、建学の精神に基づく使命・目的を前文に掲げ、それを反映するものとして、具体的な項目を位置づけている。

中期目標及び中期計画策定に当たっては、教職員の意見を広く求めたうえで、学長・副学長・学部長・学科長・事務局長(現、事務長)等で構成する大学運営会議での審議を経て、平成27(2015)年度の理事会において決定された。この中期目標及び中期計画は、大学内のサーバーに保存し教職員で情報を共有している。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学の使命・目的及び教育目的は、3つの方針であるアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーにも反映されている。また、これらのポリシーは、各学部・各学科の目的との整合性がとれたものとなっている。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学の教育研究組織は、健康科学部、看護学部及び大学図書館からなり、健康科学部は理学療法学科、作業療法学科及び福祉心理学科、看護学部は看護学科で構成されており、また、クリニックを設置し、地域医療への貢献と学生の臨床実習等を目的とした教育研究活動を行い、本学の使命・目的及び教育目的である「豊かな人間力」、「専門的な知識・技術力」、「開かれた共創力」の3つを兼ね備えた人材の育成を行っている。

(3) 1-2の改善・向上方策(将来計画)

基本理念及び教育研究上の目的を明確化しており、学内外への周知も十分に行っているが、特に学外への周知についてはホームページのさらなる活用を含め、学長のリーダーシップによる教育の充実と研究活性化を図りながら、学生の多様化に対応した施策について健康科学大学運営会議を中心に検討を行う。

[基準1の自己評価]

- ・使命・目的及び教育目的は、明確であり具体的で簡潔な文章で示されている。
- ・使命・目的及び教育目的は、個性・特色を含み、法令に適合し、時代の変化への対応が可能となっている。
- ・使命・目的及び教育目的は、様々な媒体で学内外に周知するとともに、中期目標及び中期計画を策定し、これに基づき着実に達成できるよう取り組んでいる。また、教育研究組織の構成との整合性がある。
- ・以上により、使命・目的及び教育目的の明確性、適切性、有効性には、問題が無いと判断できる。

基準2. 学生

2-1 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

健康科学大学では、豊かな福祉社会を支える医療・保健・福祉・心理の専門職を育成するため、次のような資質を備えた入学者を求めアドミッション・ポリシーを定めている。

- (1) 本学の建学の精神と教育目標を理解し受け容れることのできる人
- (2) 本学で学ぶために必要な基礎学力を身につけている人
- (3) 向学心に富み、自ら考え、行動する意欲がある人
- (4) 他者との関係性を尊重しながら学ぶ意欲のある人

アドミッション・ポリシーは、大学ホームページ、大学案内、学生募集要項、入試ガイド等に明示するとともに、進学ガイダンス、教職員による高校訪問、オープンキャンパスなど様々な機会を活用し、受験生やその保護者、高校の進路指導担当者教員をはじめ社会に広く周知している。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学では 5 区分の入学試験(総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜、社会人特別選抜)を実施することで、多様な学生の受入機会の増大を図りアドミッション・ポリシーに沿った学生確保に努めている。各入試区分の選考方法と試験科目は表 2-1-1 のとおりである。これら入学試験の実施は、入学試験委員会で出題科目、配点、出題者、問題作成など、入試に関わる案件を審議、決定している。入学者選抜試験に使用する入試問題の作成については、入学試験委員会規程に基づき当委員会の下に小委員会を置き小委員会がこれを担っている。なお、構成員は学内外ともに非公

開とし、不正が生じない適切な体制をとっている。

また、入学試験の可否については、入学試験委員会により厳正な審議の上、学長が決定している。

表 2-1-1 各入試区分の選考方法と試験科目

選抜種別	選考方法・試験科目	
	健康科学部 (理学療法学科・作業療法学科・福祉心理学科)	看護学部(看護学科)
総合型選抜	出願書類・小論文・面接を総合的に判断し判定	出願書類・小論文・面接を総合的に判断し判定
学校推薦型選抜	出願書類・小論文・面接を総合的に判断し判定	出願書類・小論文・面接を総合的に判断し判定
社会人特別選抜	出願書類・小論文・面接を総合的に判断し判定	出願書類・小論文・面接を総合的に判断し判定
一般選抜	出願書類・筆記試験を総合的に判断し判定 筆記試験：国・数・英・理から2教科・2科目を選択	出願書類・筆記試験・面接を総合的に判断し判定 Ⅰ期筆記試験：国・英必須、数・理から1科目を選択 Ⅱ期筆記試験：国・数・英から2教科2科目を選択
大学入学共通 テスト利用選抜	出願書類・筆記試験を総合的に判断し判定 【理学療法学科】 国・地歴公民・数・理・英(リスニング除く) 得点上位3教科3科目を選択 【作業療法学科・福祉心理学科】 国・地歴公民・数・理・英(リスニング除く) 得点上位2教科2科目を選択	出願書類・筆記試験を総合的に判断し判定 国・地歴公民・数・理・英(リスニング除く) 得点上位3教科3科目

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学の過去3年間の入学定員・入学者数・入学定員充足率は、表 2-1-2 のとおりである。

定員充足率は学科や年度ごとに著しく異なる。健康科学部の学科では大きく入学定員を超過又は未充足している状況はあるものの、学部では令和2(2020)年度は87%、また看護学部97%と適切な受入れ学生数が維持されていると判断する。

表 2-1-2 入学状況の推移

学部・学科		入学定員 入学者数 入学定員充足率	2018年度	2019年度	2020年度
健康科学部	理学療法学科	入学定員	80	80	80
		入学者数	88	79	111
		入学定員充足率	110%	98%	138%
	作業療法学科	入学定員	80	80	80
		入学者数	55	53	44
		入学定員充足率	68%	66%	55%
	福祉心理学科	入学定員	60	60	60
		入学者数	25	14	38
		入学定員充足率	41%	23%	63%
	健康科学部合計	入学定員	220	220	220
		入学者数	168	146	193
		入学定員充足率	76%	66%	87%
看護学部	看護学科	入学定員	80	80	80
		入学者数	94	62	78
		入学定員充足率	117%	77%	97%

(3) 2-1 の改善・向上方策(将来計画)

学科単体での大幅な入学定員の超過や未充足の是正について、2019年10月に大学改革推進室を設置し学科再編を含めた検討を開始している。

2-2 学修支援**2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備****2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実****(1) 2-2 の自己判定**

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)**2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備**

本学では教員と職員が協力して、以下のように組織的・計画的に学修支援を実施している。

1) 入学前教育

本学では、入学後の学修に円滑に入れるように、入学予定者を対象とした入学前教育を実施している。入学前教育の対象は、健康科学部においては12月までに実施

した入学試験に合格した入学予定者、看護学部においては入学予定者全員を対象としている。入学前教育の内容は毎年、学科ごとに案を作成し、教員と職員で構成された学部教務委員会で検討のうえ決定される。なお、入学予定者への入学前教育に関する資料の発送は、入試広報課が行っている。

2) クラス担任制

健康科学部では、開学時より学科毎に少人数で演習系の授業を行うように努めており、平成 27(2015)年 3 月には「健康科学大学クラスの編成等に関する規程」が制定され、大学として学生支援を強化する目的で、1・2 年次の学生を対象に少人数クラスを編成し、各クラスに担任・副担任を配置している。看護学部においても、平成 29(2017)年 4 月から同制度を導入し、学生支援に努めている。

クラス担任は、日常的に学生の修学・生活の相談に応じるとともに、学生の意見を収集する役割も担っている。

3) オフィスアワー

本学では、オフィスアワーを実施している。各教員のオフィスアワーは、原則としてシラバスへの掲載により学生に周知されており、学生が教員とコミュニケーションをとりやすいようになっている。実際には、ほとんどの教員がオフィスアワー以外の時間にも、可能な限り学生の対応を行っている。このため学生は、気軽に研究室を訪れて授業内容の質問をしたり、学修に関することも含め様々な相談をしたりしている。また、学生の要望に応じ、オフィスアワーを利用して授業内容を補足する補習を実施することもある。

4) 出欠席管理システム

平成 27(2015)年度に、出欠席管理システムを構築し、これを活用して授業の出席状況を把握するようになった。欠席の多い学生は、退学・休学につながる可能性が高いため、こうした学生を早期に抽出し、面談等を実施することで問題解決を図り、授業支援及び退学・休学を未然に防ぐことに努めている。出席状況の把握及び面談等は、次のような流れに沿って行われる。

- ① 授業科目担当教員は、学生の出席状況を「出欠席票」へ記録する。
- ② 事務室は、「出欠席票」の記録を集計し、「出欠席集計表」及び「出席状況のよくない学生リスト」を作成して情報を毎週更新する。
- ③ 「出席状況のよくない学生リスト」に記載された学生については、クラス担任から出席を促す指導を行う。
- ④ 特に問題と思われる学生については、学年主任、クラス担任、学生相談室が連携し、面談等による指導を行う。
- ⑤ これらの指導により改善が見込めない学生については、「出席状況のよくない学生に係る指導報告書」を作成し、学長に報告したうえで大学として対応する。

5) 学生サポートセンター

平成 28(2016)年 4 月に学生サポートセンターを開設し、センター内に学生相談室を設けている。学生相談室には、学生相談員を置き、学生の生活や修学等の様々な相談に応じる体制を整えている。

6) 図書館

健康科学部では、1 年前期の「基礎演習 I」の授業時間に図書館職員が利用方法を説明している。また、看護学部においても同様に、年度始めの新入生ガイダンスにおいて、図書館の利用方法について説明をしている。図書館職員は、授業・ガイダンス以外にも、学生の希望に応じて文献の検索方法を教える等の支援をしている。

また、図書館は学修スペースとして多くの学生に利用されており、定期試験の時期に健康科学部では、学生の要望に応じて開館時間を延長している。

7) 国家試験に関連する学修支援

国家試験への対応としては、国家試験対策委員会と各学科が一体となり、きめ細かい対応を行っている。

健康科学部では、通常の授業科目内での対応に加え、国家試験対策の補習の実施、研究室を開放してのグループ学修、習熟度に応じた個別指導等を行っている。職員はグループ学修のための教室予約手続き、模擬試験受験料に対する一部助成手続き、受験願書の一括申請手続き等の支援を行っている。また、模擬試験等はマークシート式で行われ、職員が採点及びシステムを利用した正答率識別指数や選択肢別回答率等の分析作業を行い、その結果は教員の学生指導に活用されている。

看護学部では、1 年次から 4 年次まで段階的な国家試験対策を計画し、1 年生の時から国家試験を意識した学修指導を行っている。完成年度を迎えた令和元(2019)年度においては、これまで実施してきた 1 年次から 3 年次までの看護師国家試験を専門とする予備校の講師を招いた国家試験ガイダンスの開催や専門基礎に関わる国家試験模擬試験に加え、4 年次における本番さながらの全国的に実施される国家試験模擬試験や学力別の個別指導など本格的な対策・指導を行っている。

これらの国家試験対策は、看護学部国家試験対策委員会を中心に連携・協働を図り、学修・指導・分析・管理などそれぞれの役割を果たすことにより、より効果的な対策となるように努めている。

8) 学外実習に関連する学修支援

学外実習は、専門的職業人の育成にとって重要な役割を果たすことから、本学においてもその円滑な実施のために教員と職員で構成する学外実習教育運営委員会を設置し、様々な支援に力を入れている。実習に関わる事務手続きは、助教・助手及び「教務・学生課、看護事務室」の職員が行っている。また、実習中の事故等に備えて学生が保険に加入する手続きも「教務・学生課、看護事務室」が支援している。

9) リメディアル教育等

健康科学部では、入学時のプレースメントテストの結果、国語力が不十分な学生

を対象とした国語特別補習を平成 27(2015)年度から平成 29(2017)年度まで実施した。

また、平成 30(2018)年度には、放送大学の講義を活用し、国語力の向上を図った。

10) 学生によるフィードバック

本学では、全学部において学生による授業評価を実施している。授業改善評価アンケートで学生は、授業の理解度や予習・復習の実施状況を含む約 20 項目の設問に答えるほか、要望・意見を自由に記述できる。この授業評価アンケートの結果は、事務室が解析して各担当教員に報告しており、授業内で教員が行っている学修支援に対するフィードバックとして機能している。さらに学生が教員研究室を訪れて教員に直接要望・意見を伝えるケースもある。また、各キャンパスに設置されている学生意見箱にも授業内容についての意見・要望が寄せられることがある。

このように本学では学生の意見を吸い上げる仕組みが複数機能しており、学修支援の改善に役立っている。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

本学に TA はいないが、助手や職員が学修支援及び遠隔授業の補佐を担当しており、円滑に運営されている。

(3) 2-2 の改善・向上方策(将来計画)

- ・本学では、助手及び事務室各部署の職員が学修支援及び授業を補佐して概ねうまく運用できている。今後、授業の補佐として SA(Student Assistant)の導入も検討し、より円滑な運用を目指したい。
- ・平成 28(2016)年 4 月に学生サポートセンターが開設され、両学部の学生の相談窓口として機能している。今後、学生サポートセンターが学修支援に果たす役割を強化していきたい。
- ・留年者、退学者を減らすために、平成 27(2015)年度からクラス担任制を導入し、出欠席管理システムを構築して運用を始めた。今後もこれらの効果を検証しつつ、留年や退学に至る原因を調査し、未然に防ぐことに努めていく。
- ・本学では様々なルートで学生からの意見・要望を聞くようにするなど、よりよい学修支援ができるように努力している。このような努力を今後も継続的に行っていきたい。

2-3 キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 教育課程内でのキャリア教育

キャリア教育は1年次の前期から開始され、4年間を通じて段階を踏んで行われている。本学の学生の多くは国家資格の取得を目指していて、職業の専門性が高いことから、キャリア教育は基本的に学科ごとで行われている。

理学療法学科では1年次に「理学療法概論」、「基礎演習Ⅱ」等の授業を通して、理学療法士の職務内容を理解する。さらに「見学実習」で病院・施設の見学をすることで、より理解を深め、自分の将来像を考えるようになる。

作業療法学科でも1年次に「作業療法概論」、「基礎作業学実習」、「作業療法入門実習」等の授業を通してキャリア教育が始まる。両学科とも学年が進むと、さらに「専門科目群」の授業が増え、それらの中でより高度なキャリア教育がなされていく。特に3・4年次の長期の臨床実習は重要である。

福祉心理学科の学生は、卒業後は一般企業に就職する者が多く、1年次には「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」、2年次には「福祉心理基盤演習Ⅰ・Ⅱ」において一般企業への就職や公務員試験の受験も視野に入れたキャリア教育を行っている。さらに、平成28(2016)年度より一般就職を希望する学生に対して、ハローワーク及び就職情報会社と連携して、「一般就職支援セミナー」を開催している。自己分析や業界・職種研究などを経て、将来自分はどのような社会人となり、どのような職種を目指していくかを考える時間となっており、講座の後半には集団及び個人面接練習などを取り入れ実践力を養う時間を設けている。

また、「社会福祉士コース」と精神保健福祉士の国家資格の取得を目指す学生は「専門科目群」の授業を通してキャリア教育がなされている。特に3・4年次の病院・施設における学外実習は、自分の将来像を掴むのに大いに役立っている。

看護学科では、入学生の全員が看護師免許の取得を目指し、さらに選抜された一部学生は保健師免許の取得を目指す。看護学科のキャリア教育としては、教育課程の基本教育科目に、「情報処理」、「問題解決」また「コミュニケーション」に関する授業科目を1年次中心に配当し、社会生活・職業生活に必要な汎用的技能や態度・志向性を身に付けるための教育を行っている。また、1年次に開講する「看護体験実習」において、看護師・保健師が活躍する病院や施設等を見学し、各職種の職務内容を理解するとともに、免許取得に対する目標や自身の将来像を明確にする機会としている。さらに、これらの教育を基礎とし、4年間における専門教育を通じて、将来目標とする看護師・保健師としての職業観や職業に必要な知識・技能を養う。

(2) 就職委員会の活動

学生の就職指導を円滑、効果的に行うことを目的として「就職委員会」を組織している。「就職委員会」は適宜開催され、各学科から選出された委員と事務長、若しくはそれに相当する者及び事務長が指名した者などで構成され、学生の就職及び進学に関する諸問題の解決に取り組んでいる。

【健康科学部】

就職指導は、各学科の「就職委員会」委員を中心として、学科の全教員で対応している。

病院・施設等への就職希望者については「専門科目群」の授業科目担当教員が、進学希望者については卒業研究指導教員が対応することが多い。就職希望者には履歴書や小論文の書き方を指導したり、模擬面接を実施したりしている。進学希望者には、大学院入学試験対策の指導を行っている。

「教務・学生課」には、学生から様々な就職相談があり、教員と職員が双方で学生の情報を共有し、効果的に対応できるようにしている。

また、「就職委員会」では、毎年4月に2年生を対象に「キャリアガイダンス」、3年生を対象に「就職ガイダンス」を開催し、外部講師を交えて指導している。一方、専門職としての意識を高めるため、卒業生による講話などを聞く機会を設けている。

さらに4年生には、4月の「就職ガイダンス」に加えて、夏季休暇中に「就職ガイダンス」・「求人説明会」を開催している。「求人説明会」は、本学の実習先、卒業生の就職先、山梨県下の病院・施設等に呼びかけ、これらの施設等の人事担当者と学生が直接対話のできる場を提供するための企画である。令和元(2019)年度は延べ222施設に参加していただいた。進学希望者への指導は、各学科で希望者に個別に対応している。

【看護学部】

看護学部については、平成29(2017)年度から就職委員会を設置し、本格的に学生への就職支援を開始した。基本的には、健康科学部と同様に、社会人としてのマナー・心得、自己理解や就職活動方法に関する講習会・ガイダンス、また、就職先となる病院・施設等を集めての個別就職説明会などの企画検討を行っている。令和元(2019)年度においては、「キャリアデザイン講習会・ガイダンス(1・2・3年生)」「社会人マナー講習会(1・3年生)」「就職活動方法講習会(3年生)」「実習協力施設説明会(3年生)」「就職対策講座(4年生)」を開催し、社会人として押さえておくべき基本的な作法や就職活動時における準備・方法等について指導を行った。

(3) 教務・学生課、学生サポートセンター及び看護事務室

「就職委員会」で検討した諸々の課題について関連する日常的な業務を行っているのは、健康科学部においては教務・学生課、看護学部においては看護事務室である。各担当部署では求人開拓、就職関連の資料の収集と整理、データ等のストック、「マナー講座(講習会)」、「就職・進学ガイダンス」、「求人説明会」の開催に関わる業務を行っている。

また、3年次に「進路希望調査票」を、4年次に「進路(就職)登録票」を提出させ、就職希望や進学希望などの動向を把握するとともに、各学科にその内容をフィードバックし、教員を含めて全学的に学生の指導に当たる体制を整えている。なお、就職斡旋は卒業生に対しても行っている。業務の概要については、以下に示す通りである。このほかにも学生サポートセンターでは、学生からの個別相談に応じている。

1) 就職情報コーナーの整備

【富士山キャンパス】

事務室に設置している就職情報コーナーのほか、平成 28(2016)年 4 月に開設した学生サポートセンター内の学生ラウンジにも設置し、学生はここで自由に資料を閲覧できる。

- ① 年度ごとの求人情報を都道府県別にファイルし、また企業、病院・施設等のパンフレットや募集要項を随時検索可能な状態に整備している。
- ② 「就職試験対策用ガイドブック」・「公務員試験対策用問題集」、「SPI(Synthetic Personality Inventory)実践問題集」、「企業情報ガイドブック」などを常備している。
- ③ 既卒者の就職試験内容のデータを保管し、在学生在が就職試験時の対策として活用できるように随時閲覧可能としている。

【桂川キャンパス】

就職に関する情報コーナーを図書館に設置し、求人やインターンシップの情報を自由に閲覧できる環境を整えている。

2) 学生に対する個別相談

就職・進学に関わることについては、学生サポートセンター内相談室での直接の相談だけではなく、電話、電子メール等による相談も受け付けており、遠方の実習先からの問い合わせにも随時対応している。

3) 求人情報の掲示

会社説明会及び就職説明会などの情報を学舎各所の掲示板に掲示している。

4) 求人票ファイルの整理と公開

求人票を受付日順に、学科別、都道府県別にファイルしている。希望の求人票があれば、事務室でコピーすることが可能となっている。また、本学ホームページにて求人票を閲覧できるようにしており、遠方の実習先にいる学生にも対応をしている。

なお、「企業説明会・セミナー」、「企業合同ガイダンス」、「公務員採用情報」、「求人案内」等のポスターを掲示して学生に周知するように努めている。

5) 就職資料の配布

「就職情報サイトの登録用紙(ハガキ)」や「就職パンフレット」等を展示するとともに、学生が自由に持ち帰ることができるように事務室や資料コーナーに配置している。

6) 就職ハンドブックの配布

3 年次に就職ハンドブックを配布し、その内容に沿った就職ガイダンスを開催している。

7) 就職ホームページを開設

実習等、長期間学外にいる学生に対しインターネットを利用した求人検索システムを本学ホームページ上に掲載している。

8) 就職支援行事の開催

2、3、4 年生対象に各種支援行事(マナー講座、就職ガイダンス、求人説明会、就職活動を円滑に進めるためのセミナー)を開催するとともに、ハローワークや就職情報会社と連携し、効果的に就職に関する支援を実施している。

平成 20(2008)年に福祉心理学科に開設された発達臨床心理コースの学生は、一般企業に就職する学生が多い。そのためハローワークと提携して「就職支援セミナー」を3年次の12月と4年次の5月から11月にかけて計5回ほど開催している。3年次には就職活動のスケジュールや今後の準備について指導している。4年次には、エントリーシートの記入方法や面接に対する指導などをきめ細かく行っている。

(4) 卒業生の就職・進路の状況

平成 27(2015)年～令和元(2019)年の卒業生の就職率は97～99%で、比較的高い水準を維持している。令和元(2019)年度卒業生の就職・進路先は、理学療法学科では医療機関(94%)、一般企業(4%)、福祉系一般企業(1%)、公務員(1%)、作業療法学科では医療機関(89%)、福祉心理学科では福祉施設(63%)、一般企業(17%)、医療機関(11%)、福祉系一般企業(9%)、公務員(3%)である。

(3) 2-3 の改善・向上方策(将来計画)

- ・本学では1年次から授業を通して徐々にキャリア教育を行っている。また授業外でも「就職・進学ガイダンス」や「就職ガイダンス・求人説明会」及び「一般就職支援セミナー」を開催し、学生の就職に向けて様々な指導・支援をしている。このような体制を今後も継続して、学生が希望するところに就職できるように、指導・支援に努めていく。
- ・平成 28(2016)年4月に開設された学生サポートセンター内に就職情報コーナーが設けられた。このコーナーでは、学生がゆっくりと就職資料を閲覧できる環境を整え、学生の問い合わせに即時対応する相談員を配置している。今後とも、学生のニーズに合わせ当該コーナーの充実を図り、学生への就職支援をさらに強化していく。
- ・学外実習等で来校できない学生に対しても、大学に届く求人情報を共有できるように、大学ホームページ内に整備されている求人情報掲載ページを活用し、きめ細かな就職指導に努めていく。

2-4 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2)2-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-4-① 学生生活の安定のための支援

学生生活を安定させるための支援には、学長が中心となり、「学生委員会」、「人権問題対策委員会」などの委員会や「学生サポートセンター」、「ボランティアセンター」、「教務・学生課」、「総務課管財担当」などの事務室組織が一体となり、きめ細かい対策が講じられている。

「学生委員会」は各学部に入れ、健康科学部では各学科から2人以上の教員と「教務・学生課」担当職員、看護学部では看護学科の4人以上の教員と「事務長」で構成される。

「学生委員会」は定例会議を毎月開催して、学生へのサービス体制の効果的運用に努めている。緊急案件に関しては臨時会議を随時開催して、迅速かつ適切な対応を取るようになっている。

事務室は、以下に示すような学生に関わることがらを支援し、学生サービスをきめ細かく展開している。

①課外活動 ②奨学金の申請・授受の手続き ③学友会活動(総会、学園祭・体育祭・卒業記念事業・新入生歓迎会等) ④事故等の対応 ⑤車両登録、⑥学生保険への加入 ⑦就職 ⑧アルバイト ⑨各種証明書の発行

(1) 宿舎と通学

健康科学部のある富士山キャンパスは、富士山を中心とする「富士箱根伊豆国立公園」内の標高約1,000mの高地にある。多くの学生は、麓の富士河口湖町周辺のマンションやアパートを借りて大学生活を送るが、これらのアパートやマンションを運営する地域住民で結成された「健康科学大学学生宿舎組合」と協力し、宿舎の紹介を行っている。

通学については、最寄りの駅より健康科学部まで、6-7km離れているため、学生の通学の便を図るため、スクールバスを無料で運行している。このスクールバスのルートは、学生が居住するアパートをできるだけ網羅するように配慮されている。

健康科学部では自家用車による通学者も約4割にのぼる。駐車場については、学年ごとに駐車場所を区分し、十分なスペースを確保できるように努めている。

また、全学生を対象とした車両ガイダンス・安全運転講習会や新入生に対する交通安全指導を行っている。降雪や路面凍結により、自家用車での通学の困難が予想される冬季の休暇を長く設定し、事故を未然に防ぐように努めている。

看護学部のある桂川キャンパスは、山梨県都留市四日市場に位置し、富士急行線「赤坂駅」及び「禾生駅」から徒歩約15分程度のところにある。宿舎については、本学部の開学部から4年が経過し、徐々に大学近隣にも学生向けのアパートが建設され、住居における利便性も向上されてきている。また、通学に際しては、富士急行線の駅から近く、比較的に通学の便のよい場所に位置し、キャンパス内には駐車場及び駐輪場が完備され、自家用車、バイク又は自転車通勤する学生の利便性も確保されている。

(2) 学生サポートセンター

学生サポートセンターは、学生が快適で豊かな学生生活を過ごせることを目的に、平成 28(2016)年 4 月に設置され、学生相談、ボランティア支援、学生ラウンジ(就職情報コーナーを併設)の機能をもつ。

学生相談員は学修、健康、生活、ハラスメント、就職及びキャリアプランなど広範囲にわたる学生相談業務を行い、必要に応じて「人権問題対策委員会」「学生・就職・卒後教育委員会」「保健室」等の関係部署、学長、関係する教職員と連絡及び協力の下に業務を遂行する。学生にサポートセンターを身近なものとして認識してもらうように努めている。

学生サポートセンターには、ボランティアを支援するボランティアセンター職員も常駐し、学生のボランティア登録、外部からのボランティア依頼の受付及び連絡調整、ボランティア活動情報の発信、学生からのボランティア活動に関する相談及び支援等の業務を行っている。

学生ラウンジは、学生が自己学修、学生同士の懇談、休憩等、自由に利用できるスペースである。ここには就職情報コーナーが設けられており、学生は資料や書籍を自由に閲覧し、また設置されているパソコンを利用して就職情報を閲覧することができる。また、就職活動に関連して模擬面接、小論文の添削指導等、より実践的な学生支援を行っている。

(3) 保健室

富士山キャンパスの保健室には 1 人の保健師が常駐し、学生の心身の健康管理や健康相談を行っている。保健室は A 棟の 1 階にあり、学生が利用しやすく、また事務室から近く、応援を求めやすい環境にある。令和元(2019)年度年度の保健室の利用状況は 2,019 件である。

本学の専任教員の中には、医師(内科、整形外科等)もいるため、事例によってはこれらの教員による専門的相談・支援も行われている。

また、学内や病院実習での感染予防対策などを検討するほか、感染症の発生時への速やかな対応を行っている。特にインフルエンザに関しては、教職員及び学生を対象に予防接種を実施している。

その他にも、本学は平成 26(2014)年度より「大学敷地内禁煙」を宣言し、喫煙の危険性を学生に説いている。これに伴い希望者には卒煙相談を実施することとし、掲示により周知している。

桂川キャンパスにおいても保健師 1 名が配置されており、富士山キャンパス保健室と連携を図りながら業務を行っている。令和元(2019)年度における桂川キャンパス保健室の利用は、354 件であった。

(4) 奨学金

① 奨学金の貸与に関する支援

奨学金貸与の申請手続きに関する支援は、事務室が行っている。申請先は主に「独立行政法人日本学生支援機構」であるが、他にも地方自治体や公益財団法人等の奨学

金についても案内や申請手続きに関する支援を行っている。

また、令和 2(2020)年度から国が実施する修学支援新制度の機関要件を満たし認定され、学生への修学支援取り扱い事務を開始した。

② 特待生制度について

本学では、「健康科学大学 特待生制度」を制定し、入学試験で成績が特に優れた者及び本学在学中に学業成績が特に優れた者を選考し、特待生としてふさわしい者に対し入学金または授業料の一部支給を行っている。この制度は、学生への経済的支援だけでなく、優秀な人材育成と学業奨励に寄与している。

(5) 学生の課外活動等への支援

本学の課外活動は、「課外活動規程」に基づき実施されている。主な課外活動は、学友会活動(文化祭や体育祭などの行事、クラブ・サークル活動)であり、学友会が自主的に企画運営し、大学が支援を行っている。

「学生委員会」は図 2-4-1 に示した学生主体の自治会「学友会」を支援し、学生が快適な大学生活を送ることができるように努めている。「学友会」の様々な活動に対して、それぞれ「学生委員会」委員の担当を決めて支援に当たっている。

令和元(2019)年度は、健康科学部では 7 のクラブと 7 のサークル、看護学部では 5 のサークルと 2 の愛好会が登録されている。クラブ・サークルに対しては、顧問の教職員を置くことにより大学が人的な支援を行っている。また、課外活動委員会や顧問を通して、施設利用に係る費用の補助を行っており、学友会からの活動助成金の支給手続きの支援も行っている。

ボランティア活動や社会貢献活動については、平成 22(2010)年度にボランティアセンターを開設した。平成 23(2011)年度からボランティアセンター専従の職員を配属し、学生の活動を促進している。ボランティアセンターで地域の公民館、商工会議所、社会福祉協議会や病院・施設等からの依頼を受け付け、登録学生に案内し、学生は自らの意志により可能な範囲でボランティアに参加する。令和元(2019)年度におけるボランティアセンター登録の学生数は 119 人で、年間延べ 412 人がボランティアに参加した。これらの活動の保障としてボランティア活動保険への加入を勧めている。ボランティアセンターに登録している学生がボランティアに参加する際、加入するボランティア活動保険の保険料を半額補助し、活動を支援している。

(6) 編入学生及び社会人学生への支援

健康科学部福祉心理学科では 3 年次編入学生を受入れており、社会人入学生等、本学への入学前に他大学等において修得した授業科目のうち、本学の授業科目の内容と同等以上のものがあれば、授業科目別に単位を認定している。

(7) 危機管理

本学では、自然災害や火事等に備え「学校法人健康科学大学危機管理規程」を定め、学生の安全確保を図るため迅速かつ的確に対処できる体制を整えている。毎年、学生

及び教職員を交えた防災訓練を実施し、実際の災害時に適切な行動がとれるように訓練を行っている。

また、各キャンパスの各棟に備え付けている AED(自動体外式除細動器)を緊急時に適切に使用できるように、本学教職員を対象に消防署員を講師とした普通救命講習会を定期的の実施している。

また、本学と各学部のキャンパスのある富士河口湖町、都留市それぞれの間で、災害時における相互協力に関する協定を結び、災害発生時の地域住民・本学学生等の安全確保や生活復興等の災害対策を迅速に実施するための相互協力体制の整備を図っている。

4月に新入生を対象にオリエンテーションを開催し、交通事故が発生した時の対処方法、悪質な勧誘や危険ドラッグ等の学生生活で遭遇しうる危険な出来事について「学生委員会」が説明している。また、近年増加傾向にある様々な詐欺や消費者トラブルに備え、注意を促す小冊子を配布している。

また、健康科学部では、1年次の「基礎演習Ⅰ」においてアルコールパッチテストを実施し、学生のアルコール耐性を調べ、アルコールが心身に及ぼす影響、特に急性アルコール中毒の危険性を説明する時間を設けている。さらに、冬季には初めて雪道を車両通学する学生も多いことから、「基礎演習Ⅱ」では降雪時の通学路の状況をビデオで示し、どのような点に注意すべきかを具体的に説明する時間を設け、事故を未然に防ぐように努力している。看護学部についても、学生の夏期休暇・冬期休暇の前に生活全般に係る諸注意事項を伝えるガイダンスを実施し、警察署職員による交通安全講話や防犯講座などの企画を盛り込み、事件・事故等を未然に防ぐように注意喚起を図っている。

正課中、行事中、課外活動中及び通学中の不慮の事故による負傷、また学外実習時等に他人にケガを負わせた場合や物品を破損させた場合等の賠償に備え本学の全学生に保険への加入を義務づけている。

(8) 人権問題に関する支援

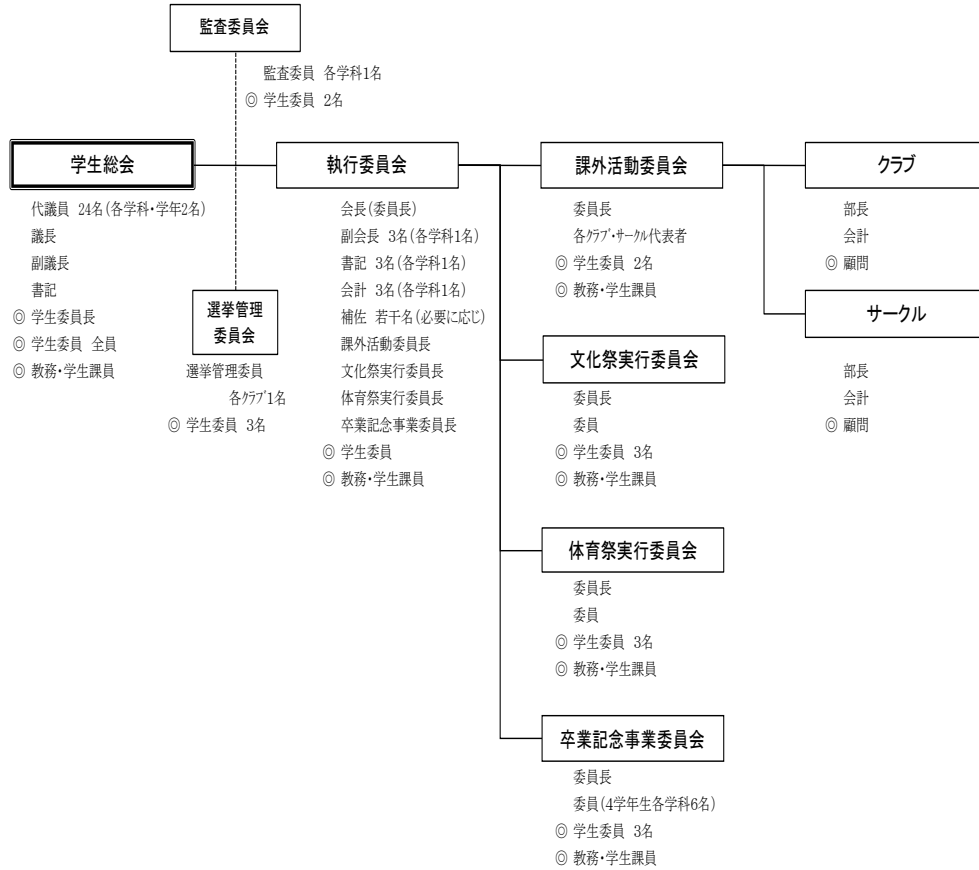
セクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント等人権問題に関する対応は「人権問題対策委員会」及び「人権問題相談員」を置いて慎重かつ迅速に対応している。

ハラスメント等に関する啓発活動として、ハラスメント内容や問題発生時の対応等をまとめたリーフレットを作成し、学生に対しては4月に実施されるオリエンテーションの中で周知しており、全教職員学内掲示等で周知している。

(9) その他のサービス

- ・実習着や教科書など荷物の管理のため、無料で全学生にロッカーの貸し出しを行っている。
- ・図書館では、学生のリクエスト図書を随時受け付け、その購入を行って学生のニーズに応えるようにしている。
- ・売店及び学生食堂(学生食堂は富士山キャンパスのみ)を整備し、良質で安価な昼食の提供等に努めている。

[健康科学部]



※◎は庶務担当者

[看護学部]

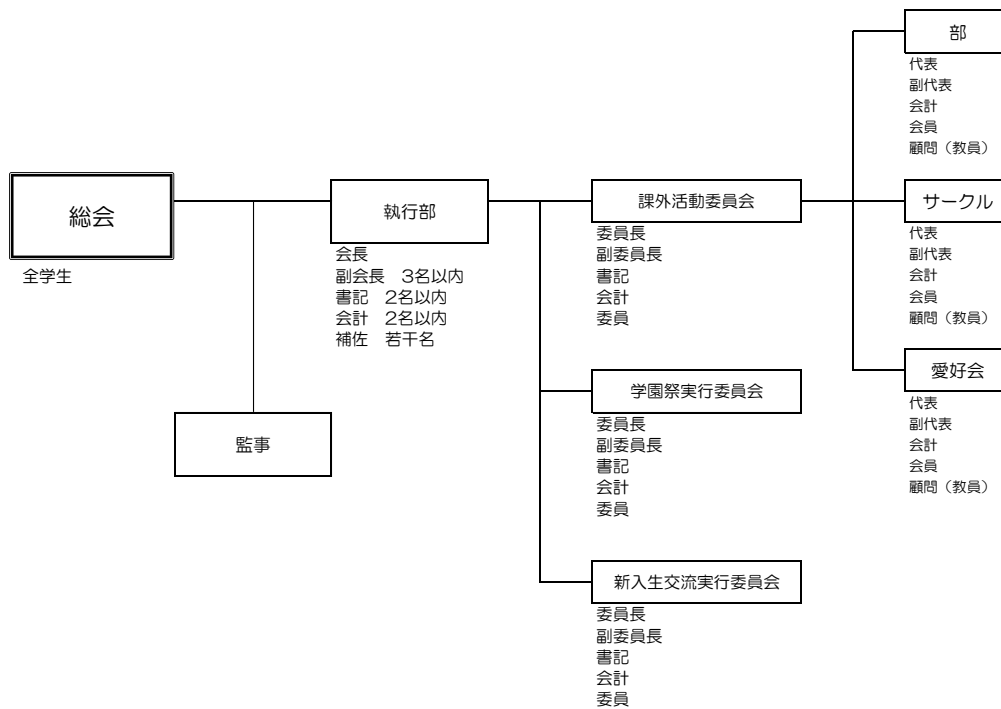


図 2-4-1 学生会組織図

(3)2-4 の改善・向上方策(将来計画)

- ・本学では、これまでも教職員、学生相談室等により学生相談に対応してきたが、平成28(2016)年4月に学生サポートセンターを開設し、さらに充実した学生支援体制を整えた。学生サポートセンターには、学生相談スペースの他にボランティアセンターや学生ラウンジ(就職情報コーナーを含む)を併設し相談学生が人目を気にせず気軽に利用できるような環境を整えている。また、相談員には教員以外の職員を起用し、教員に相談しにくい案件も気軽に相談できるよう体制を整えている。今後とも学生支援の向上と充実を図るため、学生の意見も取り入れながら課題の改善に取り組み、よりよい支援ができるように努めていく。
- ・優秀な学生を確保するために、特待生制度のほかにも大学独自の新たな支援制度について検討する。
- ・学園祭等の行事については、保護者や地域住民などに広く案内し、日頃の学生生活の紹介等を通じて交流が図れるよう努めていく。
- ・保護者と教員が直接意見交換する機会を増やすため、後援会役員会に必要なに応じて教員が出席できるように健康科学大学運営会議等で検討する。

2-5 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1)2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2)2-5 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

(1) 教育環境の整備

I. 富士山キャンパス

①富士山キャンパスの位置と施設

本学は、平成15(2003)年4月に図2-5-1で示す位置(富士河口湖町)に 75,342 m² の校地、4 棟延べ 13,197 m² の校舎を整備し開学した。これは健康科学部の校舎(富士山キャンパス)で、開学後も既存施設をより有効に使用できるようにするための改修工事などを行い、施設の充実に努めている。まず、富士山キャンパスの概要を説明する。



図2-5-1 本学の位置

② 校地・校舎面積等

大学設置基準と校地・校舎面積との比較は表2-9-1に示す通りであり、現在の校舎の配置は図2-5-2に示す通りである。大学設置基準に定められている必要面積を充足することはもとより各学科が養成している「専門職種」の学校養成施設指定規則に定められている施設設備も充足し完備している。

表2-5-1 大学設置基準と校地・校舎面積との比較

校地面積	設置基準上必要な校地面積	校舎面積	設置基準上必要な校舎面積
75,342.0m ²	10,400.0m ²	13,197.2m ²	10,809.0m ²

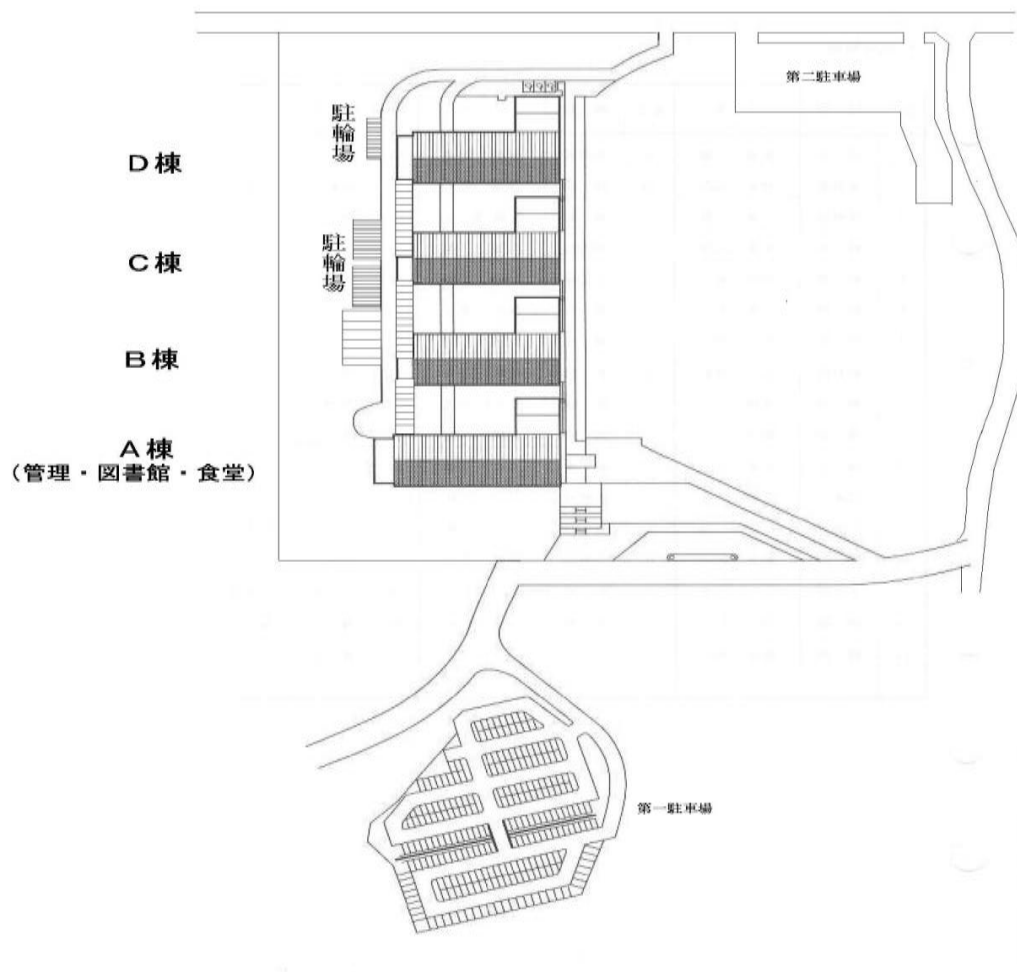


図2-5-2 本学校舎の配置

③ 講義室とその設備

講義室は、50人から160人まで収容できるものを整備している。全ての講義室に視聴覚機器(プロジェクター、スクリーン、ノートパソコン等)が備え付けられており、円滑な講義が行われている。これらの他に、持ち運び可能な視聴覚機器も整備されており、必要に応じてゼミ室などで活用されている。

④ 運動場及び運動施設等

富士山キャンパスには整地された運動場はないが、芝生広場があり、学生はこの広場で種々の運動を行っている。また、体育館などの運動施設はないが、部活動や体育祭などの際は、「富士河口湖町民体育館・グラウンド」、「山梨県富士北麓公園」のスポーツ施設などを有効に利用している。

⑤ 保健室

富士山キャンパスにはベッドを備えた保健室が設置され、保健師が常駐して学生の怪我や病気、健康相談あるいは健康管理に対応している。

⑥ 食堂と売店

富士山キャンパスは一度に432人を収容できる食堂を備えており、安価で栄養バランスの良い食事を提供している。また、書籍や文房具、軽食や飲み物などを販売する売店もある。これらの食堂や売店はいずれも専門業者に委託している。

⑦ 学生の憩いスペース

富士山キャンパスでは、B～D棟の1・2階入り口付近にテーブルと椅子を配置し、学生が自由に使えるスペースとして活用されている。ここには飲み物の自動販売機があり、学生の憩いの場になっている。特に2階のスペースには、無線LANも設置しており、学生は自分のノートパソコンを自由に接続して使用することができる。平成28(2016)年度にはB棟1階に開設した学生サポートセンター内とA棟の2・3階に学生ラウンジを、平成29(2017)年度にはD棟の2・3階に学生ラウンジを、平成30(2018)年度にはC棟の2・3階に学生ラウンジを設置し、学生が自由に集えるスペースを増やした。

⑧ 教員の研究室

原則として専任教員全員に、個室の研究室が整備されている。個室の部屋面積は27m²あり、ゼミ活動を教員の研究室で行うことができる。

Ⅱ. 桂川キャンパス

①桂川キャンパスの位置と施設

看護学部の所在する桂川キャンパスは、山梨県都留市四日市場に位置し、校地面積約12,942m²を有しており、敷地内の空地を利用して学生が休息するためのスペースも十分確保するなど、大学教育にふさわしい環境である。

看護学部校舎等建物配置図

(既存学部との共用なし)

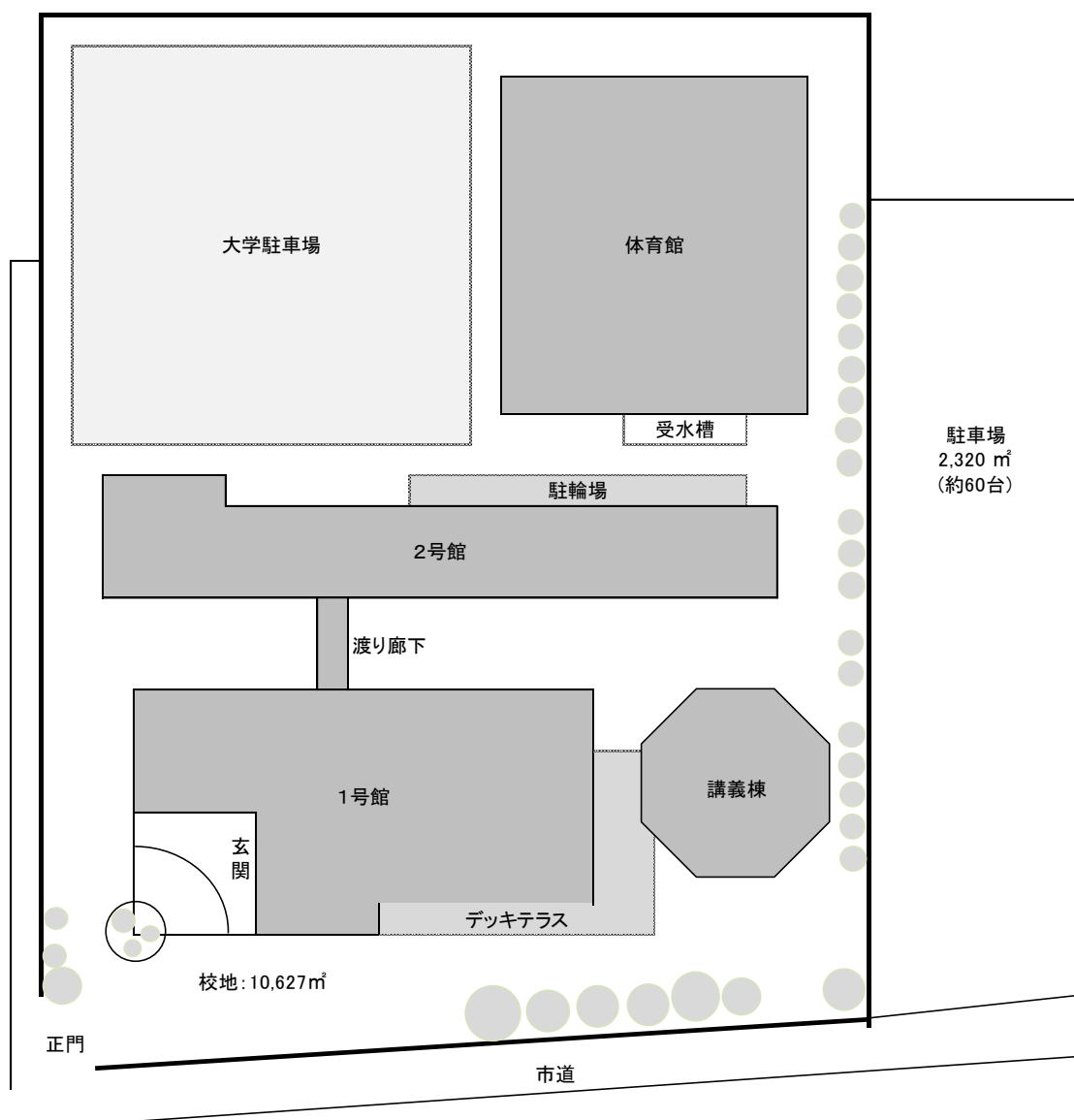


図 2-5-4(桂川キャンパス)看護学部校舎等建物配置図

② 教室とその設備

講義室及び演習室の内訳としては、90人から120人の収容が可能な大講義室4室、50人の収容が可能な中講義室3室、20人の収容が可能な演習室7室が整備され、中講義室の1室には情報コンセント等を整備し、情報処理室としての機能を有している。

③ 教員の研究室

専任教員の研究室については、1室当たり約21㎡の個人研究室を24室設け、教授・准教授・講師には個々に、助教には2人に1室整備されている。教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する助手については、室面積約63㎡の共同研究室1室を設けてい

る。

(2) 教育環境の適切な運営・管理

施設設備は事務室が管理し、教員と連携しながら維持、改善に努めている。また、消防設備・電気設備・給排水衛生設備の保守・点検業務、警備業務や廃棄物処理など専門性が要求される業務は業者に委託することにより、確実な保守管理を徹底し、教育研究活動を円滑に行える環境の保持に努めている。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

① 実験実習室と主な設備

富士山キャンパスにおいては、実践的な専門知識及び技術を修得することを目的に、学部教育から各専門領域に必要となる研究機器を導入している。現在、表2-9-2に示した機器類等を使用して着実に教育、研究実績を積み上げている。平成20(2008)年度には、富士山キャンパスに「基礎医学実験室」及び「動物飼育室」を整備し、電気生理学的研究や形態学的・組織学的研究の設備を整えた。この実験施設は教員の研究に利用されているだけでなく、学部学生の卒業研究や解剖・生理学の実習など、教育にも活用されている。さらに、近接する「山梨県富士山科学研究所」の動物飼育施設や実験設備も必要に応じて利用させていただいている。

表2-5-2 実験実習室と主な設備

室名	主な設備
基礎医学実習室	実験台、生物顕微鏡、人体標本模型、人体骨格標本(実物)、上・下肢プラスチック標本、オシロスコープ、アンプ、レコーダー、イオン交換器
ADL 訓練室	車椅子、介護リフト、昇降キッチン、水回り用車椅子、障害者用パソコン、電動ギャッチベッド、トランスファーボード、トランスファーリフター
金工・木工・陶工実習室	木工金工台、木工用具一式、金工用具一式、電動ボール盤、電動ロクロ、手ロクロ、電気炉、陶芸セット
織物・手芸・レクリエーション・絵画教室	卓上織機、マクラメセット、手芸セット、革細工用具一式、ゲートボールセット、打楽器セット、電子キーボード
実習評価教室 C	視野計、各種知能検査(田中ビネー、WAIS-R、WIPPSI など)、調理用具一式、食器一式
実習評価教室 D	治療台、定量知覚針、自動血圧計、筋電計、心電計、ベッドサイドモニター、心電図学習システム、Power Lab、スパイロメーター、エルゴメーター、エアロバイク、エアロモニター、オートランナー、トレッドミル

健康科学大学

機能訓練・治療室	呼気ガス分析器、身長計、背筋力計、体組成測定装置、等速性筋力測定器、関節角度計、四肢装具、歩行訓練用斜面階段、歩行車、車椅子、超音波治療器、ホットパック、パラフィン浴、経皮的電気刺激装置(TENS)、3次元動作解析装置
水治療室	浴槽(上肢用、上下肢用、全身用)、浴槽ストレッチャー、気泡浴装置(上下肢用)、シャワー
義肢装具室	義足、義手、体幹装具、靴型装具、ギプスカッター、工具一式
共同実験室	ドラフトチャンバー、イオン交換器、超低温フリーザー、蛍光顕微鏡、クリオスタット、実体顕微鏡、オシロスコープ、Power Lab、卓上遠心機、浸透圧計、恒温槽、電子天秤、浸透圧計、血流計
実験動物飼育室	動物飼育機、カート、ケージ
PC ルーム	ノートパソコン、パソコン収納庫、プリンター

桂川キャンパスの実習室の内訳としては、室面積約 368 m²の基礎・成人看護実習室 1 室、室面積約 166 m²の母性・小児看護実習室 1 室、室面積約 161 m²の老年・在宅・地域看護実習室 1 室、室面積約 31 m²の精神看護実習室 1 室を設けている。

設備としては、看護学部における学生人数を踏まえた授業科目や授業形態を実施するために必要となる教具 4,093 点、校具 2,396 点、備品 191 点(教具・校具・備品のうち機械器具 6,626 点、標本 24 点)が整えられている。

また、校舎全体に無線 LAN が整備されており、全ての教室においてインターネットを利用した授業が展開できる環境を整えている。

表2-5-3 実習室と主な設備

室名	主な設備
基礎・成人看護実習室	電動ベッド、手動ベッド、万能型成人実習モデル、フィジカルアセスメントモデル、心電図付動く心臓模型(手動式)、採血・静注シミュレータ、神経・血管腕モデル、点滴静脈シミュレータ、手背の静脈注射シミュレータ、小児の手背静脈注射シミュレータ、皮内注射シミュレータ、装着式上腕筋肉注射シミュレータ、殿筋注射 2 ウェイモデル、HL 洗髪車、輸液ポンプ、CPS 実習ユニット、心電計、呼吸音聴診シミュレータ、手術用手洗いユニット
母性・小児看護実習室	電動ベッド、小児用ベッド、保育器、インファウオーマ i、処置台 ネットテーブル、妊婦体験スペシャルスーツセット、分娩台、診察ユニット、乳房マッサージモデル、多目的実習用新生児モデル、沐浴槽、育児体感赤ちゃん
老年・在宅・地域看護実習室	電動ベッド、手動ベッド、女性入浴介護実習モデル、高齢者体験装具、床走行式電動介護リフト、褥創予防マットレス、ユニバーサルキッチン

	ン、和室モデル、照度計、粉塵計、騒音計
精神看護学実習室	手動ベッド、エバーフィットマットレス [清拭タイプ]、ベッドサイドキャビネット、オーバーヘッドテーブル、ホワイトボード テーブル、椅子

② 附属図書館

富士山キャンパスの附属図書館は、1,255.9㎡の面積で、館内は「閲覧スペース」、「グループ閲覧室」、「検索スペース」、「AV ブース」で構成されており、「学修席」は118席ある。館内には自動貸出機1台、蔵書検索用パソコン3台、インターネット検索用パソコン3台(プリンター3台)、コピー機2台(カラー・モノクロ各1台)を設置している。「AVブース」には音声又は映像再生装置(CD/DVDプレーヤー、ビデオデッキ)が3セット設置され、視聴覚資料を閲覧できる。「グループ閲覧室」は2室あり、学生がグループで学修する際、申請により使用できる。

また、無線LANを使用できる環境が整っており、学生が持参したノートパソコンやスマートフォン、タブレット端末などからもインターネットに接続することができる。

図書館の蔵書は、図書が37,310冊、定期刊行物が76種類、電子ジャーナルが3,085種類、視聴覚資料は1,831種類である。その他に、1種類のデータベースを利用できる。

蔵書検索、文献検索、データベースは学内LAN端末からも利用できる。所蔵していない資料の利用は、メディカルオンラインからのダウンロード(年間契約件数430件)、文献複写や現物貸借で対応している。

蔵書についてはOPAC(Online Public Access Catalog)を利用して外部に公開している。図書館のホームページにおいては、開館カレンダーや図書館からのお知らせ、本学紀要全文(最新3号分まで)、リンク集等を公開している。平成24(2012)年2月からはTwitterの使用を開始し、開館時間の変更や新刊案内等の情報を発信している。

また、国立情報学研究所(NII)の目録所在情報サービス(NACSIS-CAT/ILL)に参加して学術情報の提供に努めている。さらに、私立大学図書館協会に加入し、他大学の図書館との交流・協力にも努めている。

桂川キャンパスの図書館は、看護学部の収容定員320人の約16%にあたる50席の閲覧座席数を確保するとともに、開架書架及び閉架書庫、新聞・雑誌コーナー、グループ閲覧室、AVコーナー、リファレンスコーナーなどを設けている。

また、情報探索用パソコン2台、蔵書検索用パソコン2台、DVD視聴機器4台、コピー機2台を設置しており、蔵書管理については、図書館システムを導入することにより、データベース化された書誌情報をパソコンやスマートフォンで検索することを可能にするとともに、桂川キャンパスと富士山キャンパスの図書館を専用回線で常時接続することにより、資料等を横断的に検索できるよう配慮している。

看護学部では、一般教育図書と専門図書あわせて7,854冊のほか、定期刊行物48種、電子ジャーナル890種(データベース4種)、映像資料やDVD等の視聴覚資料251点を整備しており、さらなる整備と充実を図ることとしている。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

本学では大学構内のバリアフリー化へ、以下の取り組みを実施している。

- ・障がい者用トイレが管理棟1階に設置
- ・外部通路の階段に階段手摺を二箇所設置
- ・車椅子用昇降機を二箇所設置
- ・共用部での点字ブロック敷設

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

教育効果を最大限に高めるため、履修者数に合わせた適切な教室配置を実施している。

富士山キャンパス・桂川キャンパスともに収容教室も100人以下の教室と20人前後のゼミ室が大半を占め、少人数クラスによるきめ細かい授業を実施している。特に語学や演習のように対話・討論形式の授業科目は、少人数によるクラスを編成している。

(3) 2-5 の改善・向上方策(将来計画)

- ・開学より18年目を迎える富士山キャンパスでは、機器類などの設備が老朽化し、順次入れ替えや修理等を行っている。今後も、計画的に機器の入れ替えや修理等を進めていく。
教育上必要な機器備品については、毎年現物の実査確認を行うとともに、備品の充実を図っている。
- ・インターネット回線を使用した他大学との共通講義の検討、eラーニングシステムの構築及びダブルスライド、またはスライドと黒板併用の講義に対応できる教室の整備を行い、授業のIT化をさらに推進する。
- ・図書館については、学生及び教員からのリクエストなどにより、計画的に蔵書を増やし、さらに充実させる。
- ・富士山キャンパスと桂川キャンパスともに、学生生活の充実を図るべく、中長期的視野に基づき、学修環境や機器備品の整備を行う。

2-6 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 「クラス担任制」「オフィスアワー」の活用

1年次と2年次の学生を対象に教育・生活を支援するための「クラス担任制」を敷

いている。学年をクラスに分け、各クラスに担任及び副担任を配置し、学生の意見等の収集と対応が円滑にできる体制を整えている。教員と学生間の人間的交流を図り信頼関係を築くことで、より密な指導や助言、修学の支援、情報伝達を可能としている。

また、学生が学業や大学生活全般に関して教員に直接相談・質問し、指導を受けられる時間を設定した「オフィスアワー」を学生に周知し、この場においても学生の意見を聴取できるよう対応している。

(2) 健康科学大学後援会(保護者の会)からの意見聴取

役員会を定期的で開催し、保護者から直接意見を聴く機会を設けている。また、年に1回後援会総会を開催し、後援会役員以外の保護者からも意見を集約できる機会を設けている。集約した意見は図 2-6-1 の学生意見箱への対応の流れに沿って、または内容によっては関係部署に直接働きかけ対応している。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 「学生意見箱」の設置と活用

学生が日頃感じている意見・要望、あるいは人権問題に関わる事柄を収集し、それを大学の運営や学生の学業・生活に関わる諸問題の改善に役立てるべく、健康科学部・看護学部ともに「学生意見箱」を各棟に常設している。管理については「学生意見箱運用に関する規程」に基づき「学生委員会」が行い、プライバシーの保護に留意しつつ投書内容の確認及び投書に対する対応を行っている。投書への対応の流れとしては、図 2-6-1 の「学生意見箱への対応に関する流れ図」に示しているように、「学生委員会」から各部署や責任者等へ伝達され、適切に対応されている。対応の結果については、「掲示板」や「ホームページ」あるいは本人への直接伝達などによってフィードバックしている。

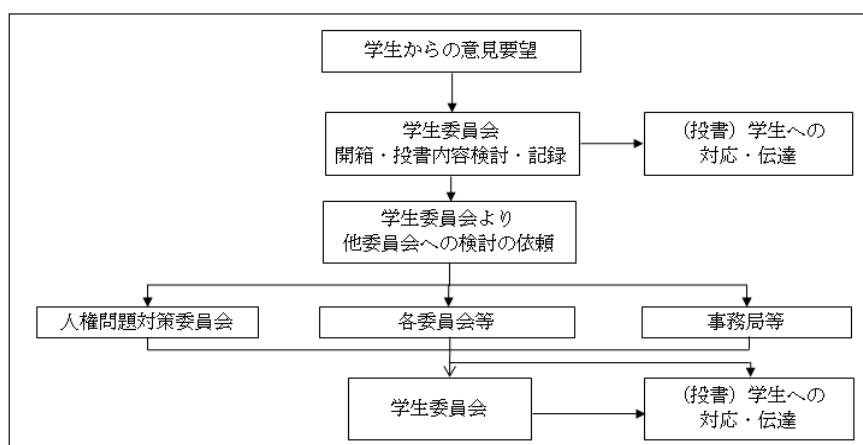


図 2-6-1 学生意見箱への対応に関する流れ図

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学習環境に関する学生の意見・要望を把握するため、学内に「意見箱」を設置し、学生委員会が対応している。意見箱以外にも、学生生活満足度調査を毎年実施し、教務・学生課と学生会が協働して分析を行い、要望に対する改善をはかっている。

(3)2-6 の改善・向上方策(将来計画)

- ・本学では、これまでも教職員、学生相談室等により学生相談に対応してきたが、平成28(2016)年4月に学生サポートセンターを開設し、さらに充実した学生支援体制を整えた。学生サポートセンターには、学生相談スペースの他にボランティアセンターや学生ラウンジ(就職情報コーナーを含む)を併設し相談学生が人目を気にせず気軽に利用できるような環境を整えている。また、相談員には教員以外の職員を起用し、教員に相談しにくい案件も気軽に相談できるよう体制を整えている。今後とも学生支援の向上と充実を図るため、学生の意見も取り入れながら課題の改善に取り組み、よりよい支援ができるように努めていく。
- ・優秀な学生を確保するために、特待生制度のほかにも大学独自の新たな支援制度について検討する。
- ・学園祭等の行事については、保護者や地域住民などに広く案内し、日頃の学生生活の紹介等を通じて交流が図れるよう努めていく。
- ・保護者と教員が直接意見交換する機会を増やすため、後援会役員会に必要な応じて教員が出席できるように健康科学大学運営会議等で検討する。

[基準2の自己評価]

2-1 学生の受入れ

- ・アドミッション・ポリシーは明確に定められ、その周知はホームページ等で適切に行われている。
- ・アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入れについて、多様な入試方法と選抜方法により受入機会の増大が図られ、その運営は規程に基づき入学試験委員会で適切に行われている。
- ・入学定員の確保は学部単位で概ね適切に管理されているものの、学科単位では著しく異なるため学科再編を含めた検討が推進室で行われている。

2-2 教育課程及び教授方法

- ・教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーが制定され、これに沿ってカリキュラムが編成されている。カリキュラムは常に見直しを行って改善する必要があるという認識のもとに健康科学部においては、平成19(2007)年度と平成23(2011)年度に全学的に大幅なカリキュラム変更を行った。その後も配当年次や必修・選択の区分の変更等小さな改善を重ねている。平成27(2015)年度には作業療法学科の専門科目領域について

大幅な変更を行い、より体系的に学べるように改善した。このようにカリキュラムを継続的に改善している点は評価でき、今後も継続していきたい。

- ・本学では「くさび型カリキュラム」を適用し、大学生としての教養を修得する授業科目と、専門職に必要な知識・技術を修得する授業科目をバランスよく履修できるようにしている。また、特定科目の履修要件や進級要件を設定し、順序よく体系的に学ぶことができるようにしている。
- ・講義形式の授業だけではなく、少人数グループで討論をしながら問題の解決に取り組む授業や、体験型の授業、学内外での実習授業を多く取り入れ、実践的な力を養うように努めている。
- ・基礎学力が不足していると思われる学生に配慮し、習熟度に応じた授業を行っている。
- ・学科毎に各学年の履修モデルを学生便覧に掲載し、学生が効率よく授業科目を履修できるようにしている。
- ・FD委員会が毎年企画・実施するFD研修会に教員が参加し、意見を交換することで、授業改善につなげている。また「学生による授業評価アンケート」も教員が教育内容・方法及び学修指導等を改善するうえで大いに役立っている。

2-3 学修及び授業の支援

- ・本学では教員と職員が協力して学修支援に当たっている。教員は授業時間外にも学生の質問に対応したり、成績不振の学生に補習を実施したりしている。学生サポートセンターは学生の学修に関する相談に応じている。事務室は学生が授業外でグループ学修をするための教室使用の管理や、模擬試験等のマークシート解答用紙の採点業務を行うなどの支援をしている。
- ・本学では多くの学生が教員の研究室を訪れて勉学の質問をしたり、様々な相談をしたり、研究室で勉強したりしており、学生と教員の距離が近く、良好な関係が築かれている。こうした関係を維持しつつ、学生の自主的な学修を促す努力もしている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

- ・単位認定、進級及び卒業認定についての基準は明確に定められており、学生便覧に明示され、学生に周知されている。これらの認定は、諸規程に基づき厳正に行われている。

2-5 キャリアガイダンス

- ・令和元(2019)年度卒業生の就職率は全体で97%と安定している。本学は、比較的小規模の大学であるため、教職員と学生との密度の高い関係が保たれており、きめ細かい就職指導ができています。進学希望者は少ないものの大学院博士課程を修了し、大学の教員になっている者もいる。

「就職講演会」や「求人説明会」は、学生にとって就職活動を本格的に考える絶好の機会となっており、こうした機会における面談がきっかけとなって就職に至る学生も多数見られるので、大学における取組みの成果が現れていると評価することができる。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

- ・卒業生の国家試験合格率、就職率が比較的高いことから、教育目的はほぼ達成されていると評価できる。
- ・実習指導者会議における実習施設の指導者からの様々な意見・要望は、本学の教育内容・方法及び学修指導等に対する評価・フィードバックとして有益なものとなっている。
- ・富士河口湖町や都留市との様々な連携を通して、本学学生に寄せられる意見・要望も、本学教員の教育内容・方法及び学修指導等に対する評価・フィードバックとなっており、これらの改善に役立っている。

2-7 学生サービス

- ・平成 28(2016)年度学生サポートセンターが開設され、当該センターを中心に学生相談や学修・就職支援等も行うようになり、より組織的な支援ができる体制が整っている。
- ・自然災害や火災等に対する危機管理については、危機管理規程の整備、防災訓練の実施により対策がとられている。
- ・ハラスメント等への対応については「人権問題対策委員会」が適切に行っている。
- ・「学生委員会」、「事務室」、「ボランティアセンター」が協力して、学生の課外活動を推進することができている。
- ・学生からの意見を間接的・直接的に集約する制度があり、関係部署等と協力してそれらの意見に対応し、学生にフィードバックする流れも整備され、把握と改善に努めている。
- ・大学設置基準を上回る校地・校舎を有している。

2-8 教員の配置・職能開発等

- ・教員の確保・配置については、大学設置基準及び指定規則に定められた基準を満たしている。
- ・教員の採用・昇任にあたっては、「健康科学大学教員の採用計画、昇任、資格審査等に関する規程」に基づいて公平かつ厳正に行われている。
- ・FD 研修会を毎年実施し、教授方法の向上に努めている。
- ・平成 28(2016)年度から、教養科目を含む「共通科目」に係る調整を行う共通科目長が任命され、教養教育をより充実させる取り組みを行っている。

2-9 教育環境の整備

- ・各講義室の視聴覚機器(プロジェクター、スクリーン、ノートパソコン等)については、積極的に整備を行っており、円滑な講義が行われている。教育上必要な機器備品等については、毎年8月にリストを基に各学科の教員がチェックを行い、入替等も含め検討のうえ、計画的に購入している。また、研究上必要な機器備品については研究委員会での協議を経て導入している。
- ・学生駐車場は、富士山キャンパス及び桂川キャンパスとも整備されている。また、オ

ートバイ等で通学する学生のために、屋根付の駐輪場も整備している。

- ・ 図書館の蔵書は、教育研究に直接役立つものが多く、また情報が新しいという点において充実している。メディカルオンラインは大学で年間契約しているため、必要な文献のダウンロードに教員が自己負担する必要がない。

基準 3. 教育課程

3-1 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学のディプロマ・ポリシーは、建学の精神に基づき、豊かな人間性と高い倫理性に立脚した医療・保健・福祉に関する高度な専門性を備え他の専門領域についても横断的・融合的に理解・研究・実践を目指し策定された。

このディプロマ・ポリシーは、ホームページ、学生便覧等を通じ、内外に明示している。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

(1) 成績評価と単位認定

成績評価と単位認定は、「健康科学大学学則」第 14 条～第 16 条、「健康科学大学健康科学部履修規程」第 6 条、第 30 条、「健康科学大学看護学部履修規程」第 6 条、第 29 条、第 30 条等に基づき、適切に行われている。授業科目の単位は、当該科目を履修し、その試験に合格する又は試験に代わる適切な方法を経て合格基準を満たすことにより認定し、合否判定の基準は、S(100-90 点)・A(89-80 点)・B(79-70 点)・C(69-60 点)・D(59 点以下)の 5 段階の成績評価基準を設け、C 以上を合格としている。また、学生個々の総合的な学修成果を示す「Grade Point Average(GPA)」を導入している。GPA を導入することにより、学生が学修状況を自覚して努力するようになること、教員が学生の修学支援を効果的に行えるようになることが期待される。なお、GP(Grade Point)は、成績評価の S を 4.0、A を 3.0、B を 2.0、C を 1.0、D を 0.0 としている。

また、試験等の方法は、小テスト、定期試験、レポート、実技試験等があり、これらの結果に基づき成績が評価され、単位が認定される。教員は、担当する授業科目の評価方法を明確に示し、責任を持って評価を行い、単位を認定している。成績評価方法は、各授業科目のシラバスに明記するとともに、授業内でも学生に周知徹底してい

る。

入学前に他の大学等で修得した単位については、包括的または授業科目別に認定する制度を設けている。この制度による単位認定科目の評価は「認定」として表示される。

(2) 進級要件及び特定科目の履修要件

本学では、健康科学部理学療法学科及び作業療法学科、看護学部看護学科において、各学年への進級について判定する制度を設けており、それぞれの学科において、進級に必要な条件(進級要件)が定められている。

さらに、全学部の全学科において、特定科目(学外実習科目を含む専門科目の一部)を履修するための履修要件も設けられている。

進級要件及び履修要件は、学生が学修するうえで必要な知識・技術を順序よく確実に修得できるように配慮したものである。これらの要件は、「学生便覧」に明記され、各学科で実施する履修指導ガイダンスにおいて全学生に周知されている。

進級要件及び進級判定の手続きは「健康科学大学健康科学部進級規程」及び「健康科学大学看護学部進級規程」に規定されている。進級要件を満たさない学生は、各学科による学科会議及び教務委員会(看護学部看護学科は教務委員会)において進級の可否が審議され、その結果に基づいて各学部の教授会がそれぞれ設置学科に係る進級判定を行う。

(3) 卒業認定

卒業要件は、「健康科学大学学則」第20条、「健康科学大学健康科学部履修規程」第35条及び「健康科学大学看護学部履修規程」第35条に規定されており、①休学期間を除き4年以上の在学年数を経ていること、②教育課程の所要単位を修めていること、③納入すべき学費が全て完納されていること、これら3つをすべて満たすことを卒業の要件としている。教育課程の所要単位については、各学科の育成する人材像に応じて、卒業に必要な総修得単位数と科目区分別の必修選択単位数の内訳を規定している。

卒業の認定についても、「健康科学大学学則」第20条の2、「健康科学大学健康科学部履修規程」第36条及び「健康科学大学看護学部履修規程」第36条に規定されており、前述に記載する卒業要件を全て満たした者に対して学長が認定することとしている。

卒業要件及び卒業の認定については、「学生便覧」に明記されており、履修指導で全学生に周知されている。具体的には、事務室で作成した卒業判定資料を基に各学科において卒業要件に基づき学生の修得単位を確認するとともに、全学及び各学科のディプロマ・ポリシーに基づいて卒業判定案を作成し、各学部の教授会の意見を聴いたうえで学長が卒業を認定している。卒業認定の結果は、対象学生に個別に通知される。また、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)を明確に定め、「本学ホームページ」で公開している。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

本学では、セミスター制を導入し、単位の認定については、「健康科学大学学則」及び「健康科学大学健康科学部履修規程」及び「健康科学大学看護学部履修規程」に基づき、各学期に実施する試験等に合格した者に該当する授業科目に定められた単位を認定している。各学期終了後に学生本人および保護者に対して成績表を紙面で通知している。

また、進級については健康科学大学健康科学部進級規程」及び「健康科学大学看護学部進級規程」で定められた進級要件に基づき、また、卒業については、「健康科学大学学則」、「健康科学大学健康科学部履修規程」及び「健康科学大学看護学部履修規程」に定められた卒業要件に基づき認定している。

(3)3-1 の改善・向上方策(将来計画)

現行の厳正な単位認定、進級判定および卒業判定を継続するとともに、平成 28(2016)年度に導入した「Grade Point Average(GPA)」を効果的に運用することにより、一層厳格できめ細かい成績評価を目指していく。

3-2 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1)3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2)3-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学では、「建学の精神」に基づき、大学全体及び各学科の教育課程の編成方針(カリキュラム・ポリシー)を策定している。

このカリキュラム・ポリシーは、ホームページや学生便覧等を通じ、内外に明示している。学内においては、新年度の学生オリエンテーション時等にかリキュラム・ポリシーを含む各年次のカリキュラムについて説明し、周知・浸透に努めている。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

卒業までに学生が身に付けるべき資質・能力を示したディプロマ・ポリシーを達成するための教育課程の編成・実施の在り方をカリキュラム・ポリシーで示し、一貫性を担保している。カリキュラム・ポリシーに基づく教育活動を実質化するためのカリキュラムツリーとして「科目履修体系図」を作成している。

この「科目履修体系図」では、修得が望ましいとされる科目を線で結ぶことで、科目相互のつながりを可視化し分かりやすく関係性を示している。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学では教育目的を踏まえて大学全体及び学科ごとの教育課程編成方針(カリキュラム・ポリシー)を定め、この方針に基づいてカリキュラムを編成している。

授業科目は、①大学生としての教養を修得するための「総合基礎科目領域」(健康科学部)・「基本教育科目」(看護学部)、②将来の専門職に必要な知識・技術を修得するための「専門科目領域」(健康科学部)・「専門教育関連科目」及び「専門教育科目」(看護学部)の2つに大別される。この2つのグループの授業科目を4年間にわたってバランスよく履修できるように各学科並びに各学年の履修科目を設定している。このようなバランスのよい履修の仕方は「豊かな人間力」、「専門的な知識・技術力」、「開かれた共創力」の育成に大いに役立つと考えている。また、年間の講義期間を前期と後期に分ける「 Semester制」を採用することにより、学生が段階的に学修できるよう工夫し、教育効果を高めている。

1) 学部別の教育課程の構成

【健康科学部】

ア 総合基礎科目領域に属する科目群

本学が養成する専門職は、いずれも「ヒューマンサービス」、「ヒューマンケア」に関わる分野である。これらの職種が人間の生命と深く関わることから、生命倫理や人の尊厳について理解を深めるとともに、現代社会に対応できる能力を育成するため、「共通基礎科目群」、「人間基礎科目群」、「外国語科目群」の3つを併せて「総合基礎科目領域」とした。

① 「共通基礎科目群」

大学で学修する上で身につけておきたい基礎的な知識・スキルを修得するための科目群である。ノートの取り方、レポートの書き方、プレゼンテーションの方法等を学ぶ「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」、専門科目を学ぶ上での基礎知識を修得するための「基礎数学演習」、「物理基礎」等の他、地域の自然や文化・産業への理解を深めるための「山梨の自然と文化・産業」、「富士山と環境」等、多彩な科目が用意されている。また「人間学」、「現在社会と倫理」、「心理学」のように人間の生き方や心を深く考察し、豊かな人間性を育てる科目もこの群に含まれる。

② 「人間基礎科目群」

医療・福祉分野で人と関わっていく際に必要となる教養を身に付けるための科目群である。「健康科学論」、「世界の福祉」、「リハビリテーション特別講義Ⅰ・Ⅱ」等の他、「ボランティア活動の実際」のように社会奉仕の精神を育むための科目も用意されている。

③ 「外国語科目群」

日本のみならず、将来グローバルな環境で活躍できる人材の育成を目的として設定された科目群である。全ての学生に履修を課している「英語Ⅰ」、「英語Ⅱ」の他、選択必修科目として「英語リーディング・ライティング」、「英語コミュニケー

ション」、「英語 会話」、「基礎中国語」、「基礎韓国語」等を設け、国際感覚豊かな人間の育成に努めている。

イ 専門科目領域に属する科目群

医療・福祉・心理の専門的な知識と技術を身につけるための科目領域で、「専門基礎科目群」、「専門科目群」の2つを設けている。

① 「専門基礎科目群」

それぞれの専門分野の学修の基盤となる授業科目として、「専門基礎科目群」が設置されている。「基礎医学系」、「臨床医学系」、「福祉学系」、「臨床人間学系」の4つの系で構成されており、他分野の知識も広く学ぶことができるようになっている。この科目群の授業科目の大半は3学科共通で、学生は自分の専門分野のみではなく関連する他分野の知識を身につけることができる。これにより、広い視野から自分の専門分野を捉え、関連する他分野の専門職と連携・協働できる力を養うことができる。

② 「専門科目群」

医療・福祉の専門職は、知識のみならず実践場面において必要な専門技術を身につけることが大切である。専門科目群では、こうした専門職にふさわしい知識と技術を身につけることができるように、各学科で授業科目を編成している。また、各学科において国家試験受験資格取得に係る指定科目等が無理なく履修できるように、科目の配当年次や必修・選択の区分を設定している。

【看護学部】

ア 基本教育科目群に属する分野

基本教育科目群は、社会や人間・自然に関する知識や人の尊厳と生命を尊重する倫理観、また、社会生活と職業生活に必要な汎用的技能と態度・志向性、相手の立場を共感的に理解するためのコミュニケーション能力と問題解決力を養うため、「思考力の養成」、「表現力の養成」、「人間力の養成」、「人間の理解」、「社会の理解」、「学習力の養成」の分野から構成している。

① 思考力の養成

「思考力の養成」では、知的活動や職業生活、社会生活において必要な「情報リテラシー」、「論理的思考力」、「数量的スキル」、「問題解決力」に関する能力を身につけるための授業科目を配置している。

② 表現力の養成

「表現力の養成」では、知的活動や職業生活、社会生活において必要な「英語」と「日本語」によるコミュニケーション・スキルを身につけるための授業科目を配置している。

③ 人間力の養成

「人間力の養成」では、社会人として求められる態度や志向性として、「自己管理能力」、「倫理観」、「チームワーク・リーダーシップ」、「市民としての社会的責任」に関する能力を身に付けるための授業科目を配置している。

④ 人間の理解

「人間の理解」では、社会生活を送るうえで身に付けておくべき人間や人間理解に関する基本的な知識と複合的な視点を養い、豊かな人間性を涵養するとともに、自らがよって立つ国や地域の歴史や伝統、文化に関する知識と世界の国や地域の歴史や社会、文化に関する理解を深めるための授業科目を配置している。

⑤ 社会の理解

「社会の理解」では、社会的に重要な特定の主題や現代社会が直面する基本的な諸課題に関する知識と、それらを総合的に判断し対処する能力を身に付けるための授業科目、並びに地球規模で生じている諸問題に対する認識と現代国際事情について理解を深めるための授業科目を配置している。

⑥ 学習力の養成

「学習力の養成」では、専門教育関連科目と専門教育科目の学びへの円滑な導入を図ることを意図し、看護学を学ぶうえで必要となる自然科学に関する基礎的な知識と科学的な見方や考え方を身に付けるための授業科目を配置している。

イ 専門教育関連科目群に属する分野

専門教育関連科目群は、看護学の知識と技術を修得するための基盤となる健康・健康障害・環境に関連した授業科目を配置し、「健康と健康障害の理解」、「環境の理解」の2つの分野で構成している。

① 健康と健康障害の理解

「健康と健康障害の理解」では、対象者の心身の状況を理解し、その人が抱える健康課題をアセスメントできる能力を身に付けるための基礎的な知識として「人体の構造と機能」、「人間の発達」、「心理的社会的刺激に対する心身の適応反応と健康との関係」に関連する授業科目、並びに対象者の健康の増進・保持、健康の回復過程、安らかな死に対しての援助を学ぶための基礎的な知識として「疾病の原因・特徴・治療法」、「感染症と人間の防御機能」、「薬物と生体反応の仕組み」に関連する授業科目を配置している。

② 環境の理解

「環境の理解」では、自然・社会環境が与える健康への影響を評価し、生活の質向上への看護実践ができる能力を身に付けるための基盤となる知識・技術として「組

織による社会的努力を通じた疾病予防・健康保持増進」、「健康を損ねる原因と動向」、「集団における健康状態の数量的把握・分析」に関連する授業科目、健康や障害の状態に応じて社会資源を評価し、活用できる能力を身に付けるための基礎的な知識・技術として「社会福祉や社会保障の概念・法体系・サービス・政策」に関連する授業科目、並びに看護を实践するうえでの法的根拠を理解し、専門職としての規律や倫理観を養うための授業科目を配置している。

ウ 専門教育科目群に属する分野

専門教育科目群では、様々な対象者に対し看護を实践できる基礎的能力を身に付けた看護専門職者育成のため、看護理論に基づいた看護過程の展開能力、人々の健康と生活の質を高めるための基礎的な看護実践能力、他職種と連携し問題解決できる基礎的能力、看護専門職者としての資質と意欲の向上を図る自己研鑽能力、地域における医療・保健・福祉の向上に対する意欲を養うための授業科目を配置し、「看護の基本」、「看護の展開」、「看護の統合と発展」、「公衆衛生看護学」、「看護研究」の5つの分野から構成している。

① 看護の基本

「看護の基本」では、看護実践の基盤となる「看護の目的論・対象論・方法論」、「看護理論」、「看護援助の方法」、「フィジカルアセスメント」、「看護理論に基づく看護過程の展開」、「健康教育」、「人の尊厳・権利擁護・生命倫理」に関する知識及び技術を身に付けるための授業科目を配置している。

② 看護の展開

「看護の展開」は、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学、在宅看護学の6つの領域で構成し、各看護学領域における看護の対象者の発達の特性と健康の特性、健康障害の特徴、医療・社会福祉制度、健康レベルに応じた看護実践の基盤となる理論などの専門的な知識と技術、また、それを応用した看護過程の展開に関する授業科目を配置している。

③ 看護の統合と発展

「看護の統合と発展」では、1年次から3年次までに学修した知識と理論、態度と技術を総括し、看護実践能力の向上と卒業後のキャリア形成につなげる授業科目を配置している。

④ 公衆衛生看護学

「公衆衛生看護学」では、公衆衛生を実現するために行政や学校、職域などで実施する看護活動に関する基礎的な知識・技術として「公衆衛生看護の概念」、「地域で生活する個人・家族の看護援助の特徴並びに方法」、「公衆衛生看護活動に関する理論」、「公衆衛生看護のアセスメント」、「健康・生活の質向上のための資源提供の調整・管理」、「健康危機管理体制の整備」に関する授業科目を配置している。

⑤ 看護研究

「看護研究」では、大学で学んだ知識や技術を統合・応用する能力、また、看護専門職者としての資質と意欲の向上を図る自己研鑽能力を身に付けるための授業科目を配置している。

2) 実習教育の重視

将来、医療・保健・福祉の専門職として従事するにあたり、豊富な教養並びに専門的知識に基づいて医療・サービスを実践する能力を養っておくことが重要である。健康科学部及び看護学部ともに、各科目群に多様な授業科目を配置し、4年間の大学教育を通じて各学部で養成する専門職の知識と理解力・技術力を高めるとともに、実践的な能力を養っている。

本学のように専門職を育成する大学として、特に実習科目は、講義並びに演習等で学んだ原理や方法等を実際のリハビリテーション技術や相談援助技術また看護技術に活用し、さらに深い知識並びに技術へと発展させていくための重要な授業科目となる。本学においては、1年次から実習科目がカリキュラムに組み込まれており、早期から実践的な教育を取り入れることにより、より効果的に学修が進められるように工夫している。

学内における演習・実習では、講義で学んだ知識を基に、教員の指導のもと学生同士が患者役になる等お互いに疑似体験をしながら、知識に裏付けられた基本的技術を身につけ、病院や施設等で行う実習(学外実習)の際に必要な基礎を修得する。

学外実習では、学内で学修した基本的な知識と技術を用いて、実際の現場で実践することにより、それまでに修得した知識・技術の理解を深めるとともに、実践的な判断力・実行力・応用力等を身に付け、さらに職業人としての資質を養うことを目的としている。特に学外実習は、医療・保健・福祉の専門職としての自覚を喚起し、自己を見つめ成長する機会となっている。

このように実習は、専門職養成の教育において重要な役割を担っていることから、本学では実習教育を特に重視している。

3) 特定科目の履修要件の設定

カリキュラムは、配当年次、必修・選択の区別など履修の順序性並びに必要性を勘案して構成されており、このカリキュラム構成に基づいて学生への履修指導を行っている。

また、健康科学部「専門科目群」、看護学部「専門教育関連科目群」「専門教育科目群」のうち特定の授業科目については、あらかじめ当該授業科目の基礎となる関連授業科目を修得していることを条件にするなど要件を設け、教育課程全体の教育効果が保たれるように配慮している。

4) 卒業に必要な単位数

健康科学部において卒業に必要な単位の総数は、各学科とも 130 単位である。卒業に必要な各科目領域・科目群の単位数は、各学科並びにカリキュラム適用年度等により異なるが、総合基礎科目領域は 25 単位、専門科目領域は 105 単位となっている。

表 3-2-1 は理学療法学科(令和 2(2020)年度以降入学生)に適用される卒業に必要な単位数を示すが、作業療法学科、福祉心理学科(社会福祉関係、精神保健福祉関係、発達臨床心理関係)においても同様の表が学生便覧に記載されている。

また、看護学部における卒業に必要な単位の総数は 124 単位である。卒業に必要な各科目区分の単位数は表 3-2-2 のとおりであり、健康科学部と同様に学生便覧に記載されている。

なお、看護学部では、上記の単位を修め、すべての卒業要件を満たすと看護師国家試験受験資格を取得できるが、保健師国家試験受験資格取得のためには、指定の授業科目を履修し 137 単位以上の単位を修める必要がある。

表 3-2-1 理学療法学科(令和 2(2020)年度以降入学生適用)卒業要件

授業科目区分	授業科目内容と単位数		
総合基礎科目領域	共通基礎科目群	(必修)	8 単位
	人間基礎科目群	(必修)	2 単位
	外国語科目群	(必修)	4 単位
		(選択必修)	1 単位
	自由選択		10 単位 以上
	計		25 単位 以上
専門科目領域	専門基礎科目群	(必修)	35 単位
		(選択必修)	1 単位
	専門科目群	(必修)	64 単位
	自由選択		5 単位 以上
	計		105 単位 以上
単位数合計			130 単位 以上

表 3-2-2 看護学部 卒業要件

科目区分		必選区分別所要単位	
		必修	選択
基本教育科目	①思考力の養成	5 単位	②④⑤⑥から 11 単位以上 上記のうち 10 単位は、次に指定する領域、科目数及び単位数に従って履修すること。
	②表現力の養成	4 単位	
	③人間力の養成	4 単位	
	④人間の理解	—	
	⑤社会の理解	—	
	⑥学習力の養成	—	
	計	13 単位	11 単位以上
専門教育関連科目	⑦健康と健康障害の理解	17 単位	—
	⑧環境の理解	6 単位	—
	計	23 単位	—
専門教育科目	⑨看護の基本	16 単位	⑩⑪から 4 単位以上
	⑩看護の展開	45 単位	
	⑪看護の統合と発展	7 単位	
	⑫公衆衛生看護学	1 単位	
	⑬看護研究	4 単位	
	計	73 単位	4 単位以上
合計		109 単位	15 単位以上
単位数合計			124 単位以上

3-2-④ 教養教育の実施

健康科学部のカリキュラムは、豊かな人間力を養う「総合基礎科目領域」、専門的な知識・技術力を身につける「専門科目領域」によって構成されている。「総合基礎科目領域」においては、人間や社会に関する科学的理解を深め、生命の尊厳と人権の尊重に根ざし

た高い倫理観を養成し、社会人・職業人としての基礎力・自己研さんする力、他者と共働するためのコミュニケーション能力を培うことを目的としている。

また、「専門科目領域」については、高度な専門知識の修得だけではなく、「専門基礎科目群」において、医療・保健・福祉のみならず、その関連領域と連携できる高い教養と専門関連知識を身につける。また、差別や偏見にとらわれない専門職者としての見識を養うことを目的としている。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

本学では、建学の精神に基づく「豊かな人間力」「専門的な知識・技術力」「開かれた共創力」の三つを兼ね備えた人材を育成することを目指し、大学及び各学科に掲げるカリキュラム・ポリシーに基づき体系的に教育課程を編成している。

各学部とも幅広い教養と理論に基づいた専門知識・技術を身に付けるため、それぞれの教育課程において以下のとおり各授業科目の教授方法の工夫と開発を行っている。

1) 授業方法の工夫

【健康科学部】

① 基礎演習Ⅰ・Ⅱ

学科毎に10～20人程度のグループに分かれて少人数ごとに授業が行われ、大学で学ぶための基礎知識(ノートの書き方、レポートの書き方、プレゼンテーションの方法等)を学ぶ。少人数で授業を行うことにより、個々の学生に対するきめ細かい指導を行うよう工夫している。

② 英語Ⅰ・Ⅱ

国際化が進む現在、英語力は欠かせないものとなっている。実際の医療・福祉の現場で使うことができるよう、本学の教員が各学科の専門性を考慮して作成したオリジナルテキストを用いている。英語Ⅰについては、プレースメントテストの結果による習熟度別クラスを編成し、「使える英語」の修得とコミュニケーション能力の向上を目指し、英語Ⅱについては医療・福祉の各分野で必要な英語力を身につけるよう工夫している。

② 情報リテラシー

情報化社会におけるIT(情報技術)の変化に対応し、臨床現場で様々な形で提供されるシステムを活用できるように、情報技術とインターネットの基本について学習し、情報の収集・精査や発信について学んだうえで、医療や福祉を学ぶ者として個人情報の取り扱いや情報セキュリティについても修得できるように、実践的な授業を工夫している。

④ 統計学

エクセルを用いて、表計算、データの統計処理、グラフ作製等の方法を修得できるようにする。少人数のグループでパソコンを操作しながら授業を行うことで、学

生の理解度が高まるように工夫している。

その他の取り組みを上げると次の通りである。

- i 各講義室にはプロジェクター並びにパソコンが常備されており、授業において効果的に使用されている。
- ii 外国語の授業科目は、教育効果を高めるために少人数クラスで行われている。特に1年生の必修科目となる「英語Ⅰ」については、オリエンテーション時にプレースメントテストの結果に基づいてグループ分けを行っている。このように習熟度に応じた授業を行うことにより、学生にきめ細かい指導ができる。
- iii 一部の授業では担当教員による講義に加え、医療機関・施設等の現場において第一線で活躍している専門家を「特別講師」として招聘し、実践的で臨場感あふれる授業を展開している。なお、令和元(2019)年度の特別講師招聘者数は31人である。
- iv 授業形態については、教員が学生に単に知識を伝達するような形態だけではなく、学生が自らの体験を通して学ぶ「体験型」授業も多く行われている。例えば「スポーツの理論と実際」、「点字の理論と実際」、「手話の理論と実際」等があげられる。
- v 各学科とも学外での実習(病院・老人保健施設・福祉事務所等)に関する授業科目が設定されている。学生は学外実習の前に学内の授業で実習時に必要な知識、技術を習得した後、実習先で学ぶようになっている。最終的には国家試験受験資格取得を目標としているが、そのための指定科目等を無理なく履修できるよう配当年次、必修科目、選択科目を設定している。

【看護学部】

① 教育内容に合わせた授業形態等

各授業科目の授業方法は、講義形式、演習形式、実習形式によってより効果的に教育が施されるように工夫している。

教育内容が知識の理解を中心とした授業科目では、主に講義形式で授業を行い、必要に応じて他分野を専門とする教員の講義を交えるなどオムニバス形式の授業を取り入れ、物事には多様な見方があることを理解する。ただし、講義形式においても一方向型の授業にならないよう、学生の理解度に合わせた授業展開を工夫し、課題提示やバズセッション等のグループ学修を組み込み双方向型の授業を展開している。

教育内容が態度・志向性及び技術の修得を中心とする授業科目では、主に演習形式で授業を行い、演習課題に対して学生自身が主体的かつ能動的に取り組むことにより課題解決能力を養う。また、教員や学生同士の話し合いなどを通して多様な考え方や価値観の存在を知ることにより、自身のコミュニケーション能力、チームワークとリーダーシップ等の能力を養う。

看護技術の修得に関する授業科目では、ロールプレイングを用いて患者・住民と看護師・保健師の両者の立場を疑似体験することにより、より実践に近い状況で学修できるように工夫している。また、看護過程を学修する授業科目では、事例を用いた課題解決型の学修方法を取り入れて授業を行う。

看護学領域の看護技術演習では、「演習要項」に演習目的・演習方法・演習課題・評価基準・事前事後学修の方法等を明示し、これを用いて学生が主体的かつ能動的に学修に臨めるように配慮している。

臨地実習においても「臨地実習要項」を作成し、学生が実習課題と実習方法、順守すべき事項等を理解した上で主体的・能動的に取り組めるように配慮している。

② 授業の学生数

授業は、学生が効果的に学修できるように、授業の方法に適した学生数で行う。

講義形式中心の授業科目では、80人の学生を対象に授業を行い、このうち人間の理解や健康の理解に関する講義また看護学領域の講義においては、標本・模型・DVD等の映像資料を効果的に活用し、講義の内容が深く理解できるように工夫している。また、語学教育は、教員と学生との双方向の授業が容易にできるように1学年80人を二分し40人のグループで授業を行う。

演習形式の授業科目では、教育の内容により1学年80人の学生を20人から40人のグループに分けて授業を行う。情報処理に関する授業科目は、コンピューターの操作など学生個々の学修に対し目を配れるように1学年80人を二分し40人のグループで授業を行う。また、フィジカルアセスメントや看護技術、看護過程の演習では、グループ学修が効果的に行えるよう6人から8人の小グループに分けて授業を行う。

臨地実習においても、6人から7人程度のグループに分け、学生に合わせた学修支援を行う。

2) 入学時の基礎学力の把握

本学では学生の入学時における基礎学力の把握をするため、入学時にプレースメントテストを実施し、学生個々の習熟度に配慮した教育を行っている。対象とする科目は、各学部の学修において基本となる科目を中心に、健康科学部では「国語」「数学」「英語」、看護学部では「数学」「理科(生物・化学・物理)」「英語」を採用している。当該テストの結果を基に、学生が段階的に無理なく理解を深めることができるように、学生個々の習熟度に応じた授業科目の履修方法や補習授業の受講を指導し、それぞれの基礎学力の向上に努めている。また、一部の授業科目では、当該テストの結果を基に学力別にクラスを分け、学生の学力に応じた授業展開を行うなどの工夫を図っている。

3) 補強学習の実施

看護学部では、看護学の専門分野の学修を理解するうえで非常に重要となる「人体の構造と機能」及び「疾病の成り立ちと回復の促進」の分野に属する授業科目は、国家試験においても押さえておくべき重要な学習内容となっている。当該分野の授業科目は主に1年次に開講され、当該授業科目で学修する知識を修得することができなかつた場合は、2年次から本格的に開講される専門教育科目の学修に影響を及ぼすことが懸念されるため、令和元(2019)年度においては「人体構造機能学」と「疾

病治療論」の学習内容を取り上げ、正課授業とは別に学力強化のための特別授業を行っている。

4) 特別講師の招聘

担当教員による講義に加え、医療機関・施設等の現場において第一線で活躍している専門家を「特別講師」として招聘し、実践的で臨場感あふれる授業を展開している。

5) 入学前教育

大学入学後の学習に円滑に取り組めるように、本学入学予定者に対して入学前教育を実施している。学修課題は、「国語」「算数・数学」「理科(生物・化学・物理)」「英語」を取り上げ、本学独自で作成する問題集や書店で販売されている文献を活用し、基盤となる学力の確保に努めている。

また、看護学部では平成 30(2018)年度入学生から進学塾が実施する「入学前準備教育」の受講を推奨し、入学後における学習の一助となるよう学習教材の情報提供にも努めた。

6) 各学科の履修モデルの提示

学生が4年間にわたって効率良く学修し、資格取得及び卒業後の進路を踏まえたうえで授業科目が履修できるよう、各学科にて履修モデルを作成し「学生便覧」に記載している。また、新年度に実施されるオリエンテーションの際に、学科毎に履修指導を含めたガイダンスを実施し、学生に指導している。

学生が予習・復習をする時間を確保できるように、履修登録の単位数に上限を設けるCAP制を導入し、健康科学部では各セメスターで24単位、年間で48単位まで、看護学部では年間39単位を履修登録の上限としている。このことは学生便覧に明記されており、新学期の履修ガイダンスの際にも学生に説明している。なお、両学部ともに、シラバスに「予習・復習」の方法を明記し、学生が自主的に予習・復習に取り組めるように配慮するとともに、その指導にあたっている。

次頁の表 3-2-3 は「理学療法学科」の平成 25(2013)年度以降入学生に適用される履修モデルだが、「作業療法学科」、「福祉心理学科」(社会福祉関係・精神保健福祉関係・発達臨床心理関係)、「看護学科」における履修モデルも学生便覧に掲載されており、学生が履修計画を立てる際の参考となっている。

また、本学の大きな目標の一つとして国家資格等の取得があげられる。理学療法士、作業療法士、社会福祉士、精神保健福祉士、看護師、保健師国家試験については、各免許の指定規則に応じた授業科目の単位を修め、本学を卒業することが見込まれる者、又は卒業した者に対し受験資格が与えられる(表 3-2-4)。また、養護教諭二種については、看護師、保健師及び養護教諭の指定規則に応じた授業科目を修め、看護師並びに保健師の国家資格を取得した後に、各都道府県の教育委員会に申請することにより免許を取得することができる。(表 3-2-5)

健康科学部では、4年次においてこれまでの学修を総復習し、それぞれの国家資

格に求められる知識等を修得する為の授業科目が開講されている。理学療法学科においては、理学療法士に要求される基礎医学知識、専門分野知識の修得を目標とする「理学療法特論」、作業療法学科においては作業療法士に要求される基礎医学知識、専門分野の知識の修得を目標とする「作業療法学特論」、福祉心理学科においては、社会福祉士並びに精神保健福祉士に必要な知識を総合的に修得することを目標とする「福祉心理学専門演習Ⅳ」を開講しており、過去に実施された国家試験や模擬試験等を踏まえて講義・解説を行っている。

表 3-2-3 理学療法学科履修モデル [令和 2(2020)年度以降入学生適用]

年次	総合基礎科目領域	専門科目領域
1年次	<p>基礎演習Ⅰ(1) 基礎演習Ⅱ(1) 情報リテラシー(1) 基礎数学演習(1) 物理基礎(1) 化学基礎(1) 統計学(2) 健康科学論(1) 人間関係論(1)</p> <p>英語Ⅰ－1(1) 英語Ⅰ－2(1)</p> <p>外国語科目群中、選択必修科目から1科目を選択 (この他に選択科目から10単位分の授業科目を選んで履修)</p>	<p>解剖学Ⅰ(2) 解剖学Ⅱ(2) 解剖学実習(1) 生理学(2) 生理学演習(2) 運動学Ⅰ(2) 運動学Ⅱ(2) 人間発達学(2) 病理学(1)</p> <p>理学療法概論(2) 理学療法演習Ⅰ－1(1) 理学療法演習Ⅰ－2(1) 見学実習(1)</p> <p>(必要に応じて選択科目を履修)</p>
2年次	<p>英語Ⅱ－1(1) 英語Ⅱ－2(1)</p> <p>(必要に応じて選択科目を履修)</p>	<p>生理学実習(1) 運動学実習(1) 薬学(1) 栄養学(2) 臨床医学総論(1) 整形外科学(2) 神経内科学(2) 小児科学(1) 内科学(2) 精神医学(2) リハビリテーション医学(1) 就労支援サービス(2)</p> <p>専門基礎科目群臨床人間学系、選択必修科目から1科目を選択</p> <p>運動解剖学(2) 臨床運動学(2) 理学療法評価学(2) 理学療法評価学実習(1) 理学療法演習Ⅱ－1(1) 理学療法演習Ⅱ－2(1) 運動器系理学療法評価学演習(1) 神経系理学療法評価学演習(1) 内部障害系理学療法評価学演習(1) クリニカルリーズニング(1) 理学療法治療学(2) 運動療法学(2) 日常生活活動学(2) 義肢装具学(2) 地域理学療法学(2) 地域理学療法学実習(1) 検査測定実習(1)</p> <p>(必要に応じて選択科目を履修)</p>
3年次	<p>(必要に応じて選択科目を履修)</p>	<p>理学療法研究法(1) 理学療法管理学(2) 理学療法演習Ⅲ(1) 運動器系理学療法実習(1) 神経系理学療法実習(1) 内部障害系理学療法実習(1) 日常生活活動学実習(1) 義肢装具学実習(1) 物理療法学(2) 小児理学療法(2) 予防理学療法学(1) 評価実習(6)</p> <p>(この他に選択科目から5単位分の授業科目を選んで履修)</p>
4年次	<p>(必要に応じて選択科目を履修)</p>	<p>チーム医療演習(1) 理学療法演習Ⅳ(1) 理学療法特論(2) 総合臨床実習(11)</p> <p>(必要に応じて選択科目を履修)</p>

* ()内の数字は単位数を、_____は全学共通必修科目を表す。

「単位の内訳」

年次	総合基礎科目領域			専門科目領域		計
	必修	選択必修	選択	必修	選択	
1年次	12単位	1単位	3単位	23単位	—	39単位
2年次	2単位	—	3単位	27単位	7単位	39単位
3年次	—	—	4単位	30単位	5単位	39単位
4年次	—	—	—	13単位	—	13単位
合計	14単位	1単位	10単位	93単位	12単位	130単位

表 3-2-4 卒業により取得できる資格

学科名	資格
理学療法学科	理学療法士国家試験受験資格
作業療法学科	作業療法士国家試験受験資格
福祉心理学科	社会福祉士国家試験受験資格 精神保健福祉士国家試験受験資格
看護学科	看護師国家試験受験資格 保健師国家試験受験資格

表 3-2-5 指定科目を修め看護師並びに保健師の国家資格を取得後に都道府県教育委員会への申請により取得することができる免許

学科名	免許
看護学科	養護教諭二種

7) 授業内容・方法等の改善と工夫

ファカルティ・ディベロップメント(FD:Faculty Development)委員会(以下「FD委員会」という。)は学生による授業評価アンケートを実施し、教員はその結果を受けて授業改善に役立っている。また、教員を対象としたFD研修会を毎年実施して、授業内容・方法を工夫するためのきっかけを作り、教員の教育能力を高めるように取り組んでいる。教員は分かりやすいスライドを用いて、高度な内容を平易な言葉で学生の理解度に合わせ、説明するように工夫している。

(3)3-2の改善・向上方策(将来計画)

- ・教育課程については、学則に定める本学の目的に従って今後も継続的に改善するように努める。また、学部及び学科でカリキュラム・ポリシーに基づき、医療・保健・福祉の専門職として相応しい人材の育成を進めていく。
- ・健康科学部及び看護学部ともに、シラバスに「予習・復習」の方法を明記し、学生が自主的に予習・復習に取り組めるよう配慮するとともに、その促進に努めている。学生の予習・復習の取り組み状況や授業と予習・復習による教育の相乗効果などを検証し、さらなる教育効果の向上を図る。
- ・講義内容については、FD委員会が主体となって教員間で議論を行い、継続的に見直していくことが重要であることから検討を進めていく。

- ・授業内容及び方法の改善を図るため、今後も「授業評価アンケート」を継続する。また、教員からの授業改善コメントの回収率の向上を図る。
- ・FD委員会による研修会を継続し、教授方法の改善・向上を進める。

3-3 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学の学修は、学内で実施される学修(講義・演習・実習)と学外で実施される学修(臨床実習)で構成され、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)を達成するために編成されたカリキュラムにおける学修目標の修得状況について、基準を設け学習成果を確認している。このうち、学内で実施される講義・演習・実習の学修成果は科目担当者が実施する試験やレポートの成績評価で確認している。試験は、小テストと定期試験があり、小テストは担当教員が授業時間内に授業時間内に必要に応じて実施され、定期試験は前期・後期の学期末に設けられた定期試験期間に実施される。試験は基本的に筆記での試験とするが、科目によりレポート課題、実習、実技等によって行うこともある。学外で実施される臨床実習・臨地実習については、実習施設への書面および実習指導者会議において、本学の3つのポリシーを踏まえた成績評価方法の説明を行っている。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

FD委員会を中心となって、学生による授業評価アンケートを実施している。これにより教員の授業内容・方法、学生の学修状況(取組みの姿勢、予習・復習の実施)等が各担当教員にフィードバックされ、改善への取組みがなされている。国家試験の合格率及び就職率は、学科会議及び教授会を通して全教員へフィードバックされている。これを基に学科会議及び学部国家試験対策委員会で改善策を検討し、実行している。学科ごとに開催する「実習指導者会議」等において、教員は実習施設からの生の声を直接聞くことができる。このフィードバックは教育内容等の改善に大いに役立っている。

(3) 3-3 の改善・向上方策(将来計画)

本学では、学生による授業評価を実施し、その結果をFD委員会で取りまとめ科目担当教員にフィードバックし、それに対する改善に取り組んでいる。しかし、次年度に向けた授業の改善や工夫については担当教員に任されており、大学全体としての分析や活

用には至っておらず、IR 担当部署と連携して分析及びその活用について検討をはじめめる必要がある。

また、本学では、幅広い教養、豊かな人間性、高い倫理性に立脚して専門的な知識と技術を兼ねそろえた人材を育成し、国家資格取得が目標の一つとなっており、各学科での国家試験合格率は概ね全国平均を上回っており、引き続き国家試験に関する指導体制を強化して、高水準を維持していきたい。

【基準 3 の自己評価】

本学では、入学前教育、臨床実習(事前学修・事後学修を含む)、国家試験対策、学生へのフィードバック等については適切に運用がされ、教育課程の編成については、「カリキュラムツリー」に明示したとおり、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保し、学生教育の質向上を図っている。また、各学部履修規程に定められた卒業要件や進級要件を厳正に運用するとともに、年間の履修登録単位数上限を設定しており、各評価項目に沿って点検評価した結果、基準 3 を満たしていると判断できる。

基準 4 教員・職員

4-1 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

本学では、4-1-②に記述の意思決定組織を構成している。この組織において学長は、「運営会議」では、後述記載の構成員のほか必要な者を招集したうえで会議を主宰し議長として参加、また「教授会」では、自身が掲げる教育研究に関する事項について決定を行うに当たり意見を求めるなど、両会議ともに適切にリーダーシップを発揮している。

また、学長が指揮をとる重要な施策として、本学で策定する 5 か年の中期目標及び中期計画並びに単年度の計画に沿った進捗状況の管理及び検証を行っている。

また、喫緊に取り組むべき課題については、「学長スタッフ室」構成員に指示を出し、改善に努めている。

学長は、これらの意思決定と業務執行に当たり、必要に応じて副学長を配置し、経営及び教学の両面においてリーダーシップを発揮できる体制を整備している。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学では、教育に関わる意思決定組織として、大学に「運営会議」、学部「教授会」を置いている。

「運営会議」は、「健康科学大学運営会議規程」に基づき、本学の運営及び教学に係る全学的な重要事項を審議することを目的に設置され、教学に係る重要事項、円滑な大学の管理運営又は将来計画に係る事項、学則変更又は教員人事に係る事項、学生の賞罰又は厚生補導に係る事項及び学長から諮問された事項等を審議している。「運営会議」は、毎月1回開催する定例会議のほか必要に応じ臨時に開催している。構成員は、学長、副学長、学部長、共通科目長、学科長、事務長及びその他学長が必要と認めた者である。

また、「教授会」は、「学則」第40条に則り「健康科学大学教授会規程」に基づいて各学部「教授会」に設置されており、卒業、学位、入学、編入学、転入学、再入学、表彰、懲戒、教育課程、試験、単位、教員の教育研究業績、退学、復学、転学、転学科及び除籍に関する事項を審議している。「教授会」は、毎月1回の定例教授会のほか必要なときは臨時にも開催している。構成員は当該学部の教授であるが、看護学部においてはすべての教員が構成員として出席している。会議には健康科学学部においては大学事務長及び総務課職員、看護学部においては看護学部事務長及び看護事務室職員、また必要なときは各学部ともに審議に係る事務室の職員も参加し、教育全般の審議が可能となっている。なお、看護学部においては当該学部の助手も参加している。「運営会議」及び「教授会」の議事録は、総務課又は看護事務室で作成している。

また、大学を運営する上で必要な組織として、諸規程でそれぞれの目的を明確にしたうえで「教務委員会」、「学生委員会」等の各種委員会を置き、学科には、学科に関する重要な事項を審議し、あわせて、学科内の連絡調整を図ることを目的とした「学科会議」を置いている。これら各種委員会及び学科会議での審議結果について必要な事項については、「運営会議」及び各学部「教授会」に報告され、審議されている。

さらに、令和元年(2019)年度においては、大学が抱える諸問題を効果的かつ合理的に解決するとともに大学改革を速やかに推進するため「健康科学大学学長スタッフ室設置運営規程」が制定され、学長直属の組織である「学長スタッフ室」が設置された。学長スタッフ室は室長、プロジェクトリーダー及びアドバイザーで構成されており、定期的に「学長スタッフ会議」が開催されている。また、「学長スタッフ室」の下に「プロジェクトチーム」が編成され、教学面に係るプロジェクトチームとしては「共通科目改編プロジェクト」が立ち上がり、令和2(2020)年度からの全学的な教養教育(リベラルアーツ)の導入に向け共通科目会議と連動し、カリキュラム改編を行った。なお、共通科目改編プロジェクトは全学的な教養教育(リベラルアーツ)の導入を遂行したため解散している。

また、本学の教育課程の編成等教学に係る全学的に重要な事項の方針の決定、検証、評価等について審議することを目的とした新組織「教学マネジメント会議」が設置された。学長、副学長、学部長、共通科目長、学長スタッフ室構成員及びIR推進担当を構成員とし、教学に係る重要事項、教育課程に係る事項、授業計画に係る事項、教学に係る学長から諮問された事項について審議している。いずれも審議結果について必要な事項については「運営会議」及び各学部「教授会」に報告され審議されている。

最後に、本学の設置者である「学校法人健康科学大学」においては、経営の決定機関である「理事会」と諮問機関である「評議員会」を定期的で開催し、法人の経営に係る

重要事項の決定を行っているほか、流動的で多様な経営上の諸問題に迅速に対応するため、理事会からの包括的授権に基づき「常任理事会」を設置し、日常の業務や理事会を開催するいとまがない緊急の事態における意思決定を行い、理事長による業務運営の円滑化を図っている。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

「健康科学大学事務組織及び事務分掌規程」に大学事務室の組織、職員の職制及び職務、各課の事務分掌について定め、各事務部門の果たす役割を明確化し、適切な事務執行ができる体制を整えている。

大学及び各学部に置かれる各種の「委員会」においては、職員も必要な場合は委員として参画するとともに、事務室として委員会の庶務を担当するなど、適切な役割分担の下で教員と一体となり、本学の教育研究の向上に重要な役割を果たしている。

これらのことから、本学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップを発揮できる体制は整っている。今後は、現状の運営を継続しつつ、さらなる向上に取り組む。

(3) 4-1 の改善・向上方策(将来計画)

本学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップを発揮できる体制は整っている。今後は、現状の運営を継続しつつ、さらなる向上に取り組む。

また、本学の教育目的を達成するための事務体制については、適切に機能している。

4-2 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学の令和 2(2020)年 5 月 1 日現在における教員構成は表 4-2-1 の通りであり、大学設置基準上必要な専任教員数及び専任教授数を上回る人数を配置している。

表 4-2-1 健康科学大学教員構成(令和 2(2020)年 5 月 1 日現在)

単位：人

学部・学科		専任教員数					助手	設置基準上必要専任教員数	設置基準上必要専任教授数	専任教員1人当たりの在籍学生数	兼任(非常勤)教員数
		教授	准教授	講師	助教	計					
健康科学部	理学療法学科	7	3	2	7	19	0	8	4	18.8	25
	作業療法学科	4	1	2	5	12	0	8	4	15.4	
	福祉心理学科	6	3	4	0	13	1	10	5	10.0	
看護学部	看護学科	10	6	4	4	24	2	12	6	12.1	20
(大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数)		-	-	-	-	-	-	16	8	-	-
健康科学大学合計		27	13	12	16	68	3	54	27	14.1	45

令和 2(2020)年 5 月 1 日現在における教員の年齢の構成は表 4-2-2 の通りであり、20 歳代から 70 歳代と広範囲にわたっているが、最も多いのは 70 歳代で 27%となっており、次いで 30 歳代が 24%、40 歳代が 21%、50 歳代 18%、29 歳以下が 6%となっている。

表 4-2-2 健康科学大学年齢別教員数(令和 2(2020)年 5 月 1 日現在)

単位：人

年齢区分	教授	准教授	講師	助教	助手	合計	割合
29 歳以下	0	0	0	3	1	4	6%
30～39 歳	0	2	5	10	0	17	24%
40～49 歳	3	4	5	1	2	15	21%
50～59 歳	7	3	1	2	0	13	18%
60～69 歳	15	1	1	0	0	19	27%
70 歳以上	2	1	0	0	0	3	4%
合計	27	13	12	16	3	71	100%

本学の教員採用については、「健康科学大学教員の採用計画、昇任、資格審査等に関する規程」に基づき、教育・研究の双方からの視点で総合的に審査をし、採用を行っている。この規程においては、教員の基本資格として本学の設立の趣旨・教育目標を十分に理解する者であること、人格・識見に卓越している者であること、学術に秀で研究・教育の能力及び業績を有する者であること等が明記されている。また、教授、准教授、講師、助教、非常勤講師及び外国人教員の資格がそれぞれに示されている。なお、教員の採用に際しては、インターネット等を活用して公募することを原則とし

ている。

昇任についても、「健康科学大学教員の採用計画、昇任、資格審査等に関する規程」に基づき、教育・研究の双方からの視点で総合的に審査を行っている。副学長、学部長及び学科長からの推薦を受けた候補者について、資格審査委員会で教育・研究上の業績等を審査し、人事委員会の意見を聞いたうえで、学長は理事長に内申する。

教員の教育面での評価は、学生による授業評価を実施しており、この評価結果については、ホームページで公開している。

教員の研究面での評価は、研究成果の公表により行われている。研究成果は毎年刊行される「健康科学大学教育・研究年報」に掲載されて公開される。また、毎年実施される「研究・動物実験委員会」主催の「研究発表会」には原則として全教員が参加することになっている。これらは教員相互の実質的な評価機能を果たしている。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

各専門職に必要な知識・技術等を修得する為には学生自身の努力はもちろんであるが、教員の教授方法についても随時改善していくことが重要であると考え。教授方法の検討・改善については、本学の「FD委員会」において審議・検討を重ねている。

学生による授業評価は「FD委員会」と事務室の連携によって実施されており毎年、前期及び後期の各授業科目を対象として、次のような流れに沿って行われる。

- ① 最終授業時に各教員が学生に評価シートを配付し、記入(無記名)させた後、学生が回収して事務室に提出する。
- ② 事務室において評価シートの集計作業を行い、結果を各教員にフィードバックするとともに、その結果について考察を行う。
- ③ 事務室において、「学生による授業評価アンケート結果報告書」を作成し、大学図書館と事務室にそれぞれ閲覧用として設置する。全教員には、考察を含む評価結果を再度各自に書面で配付する。
- ④ 教員は、評価結果をもとに授業の改善を行う。

授業評価の質問項目は約20項目あり、「板書やスライドの提示方法、内容、速度は適切だった」、「予習、復習についての指導、宿題、課題、レポートの指示は適切だった」、「学生に興味を湧くよう工夫されていた」というように、授業の進め方や学修支援について5段階で評価される。また、自由記載欄を設け、学生から当該授業科目に対する要望・意見を募り、授業方法改善の一助としている。なお、極端に評価が低い授業科目については、学長あるいは学部長が担当教員に対し改善を求めることになっている。

また、FD委員会では、教員を対象としたFD研修会を企画・実施している。表4-2-3に内容を示す。学内で授業評価の高い教員の模擬授業、外部業者等の主催による研修会に出席した教員による報告、授業改善についての外部講師による講義等が実施されてきた。さらにFD研修会は、授業の改善に関する教員同士での意見交換の場となっており、教員がより有効な教材の作成・提示方法を工夫し、教員相互の教育力向上に役立っている。

表 4-2-3 FD 研修会 開催状況

〔健康科学部〕

開催日	テーマ・内容	講師・担当
2013年7月10日	学生と交流する講義工夫の試み	福祉心理学科 講師
	授業で心がけていること	理学療法学科 准教授
	基礎演習 I における文書作成の取り組み	作業療法学科 教授
2013年12月11日	大学初年次 のアクティブラーニングの進め方	大手予備校研究所 職員
2014年7月22日	初年次における文章表現・ライティング指導のための授業 設計のやり取りとその運営方法を学ぶ	作業療法学科 講師
2014年12月24日	4年間のカリキュラム構築 1つの授業においてどのよう に工夫を積み重ねるのかという双方の視点から、学生の主 体性を引き出す仕掛けづくりについて考える	作業療法学科 助教
2016年3月24日	学修評価の全体像を整理するとともに、文章表現・ライテ ィング科目を例にとったループリック(学生の学修成果を 評価する方法)をワークショップ形式で作成する方法を学 ぶ	作業療法学科 准教授
2016年9月14日	科学研究費助成事業説明会 ・ 科研費申請に伴う諸注意事項の説明 ・ 科研費獲得のコツ	総務部総務課 課員 理学療法学科 教授
2016年11月16日	研究倫理教育・コンプライアンス教育 ・ 研究倫理に関するeラーニングの実施 ・ コンプライアンスに関する教育映像コンテンツの視聴	—
2016年10月25日 2016年10月27日 2016年11月2日	平成29年度シラバス作成について	理学療法学科 教授
2017年12月5日 2017年12月8日	平成30年度シラバス作成について	理学療法学科 教授
2019年11月6日	2020年度シラバス作成について	作業療法学科 教授

〔看護学部〕

開催日	研修名	テーマ・内容	講師・担当
第1回 2016年7月27日	領域別教育内容・教育方法の 紹介 対象：看護学部教員・助手	看護学各領域における教育 内容や教育方針、また領 域としての考え方、方向 性、学習評価方法などの紹 介	基礎看護学 教授
第2回 2016年10月19日			成人看護学 教授
第3回 2016年12月21日			老年看護学 教授
2016年6月22日	看護体験実習におけるかかわ り検討会 対象：看護学部教員・助手	5月に実施した1年次専門 教育科目「看護体験実習」 の事例検討	—
2017年3月15日	基礎看護学実習 I における教 員のかかわり検討会 対象：看護学部教員・助手	2月に実施した1年次専門 教育科目「基礎看護学実習 I」の事例検討	—
第1回 2016年9月21日	ランチョンセミナー 対象：看護学部教員・助手・ 学生	教授による教育研究活動 に関する講演	母性看護学 教授
第2回 2016年11月18日			成人看護学 教授
第3回 2017年1月18日			老年看護学 教授
2016年9月14日	科学研究費助成事業説明会 対象：全学教員・助手	・ 科研費申請に伴う諸注意 事項の説明	総務部総務課 課員 理学療法学科 教授

健康科学大学

		・科研費獲得のコツ	
2016年11月16日	研究倫理教育・コンプライアンス教育 対象：看護学部教員・助手	・研究倫理に関するeラーニングの実施 ・コンプライアンスに関する教育映像コンテンツの視聴	—
2016年11月16日	シラバス作成に関する研修 対象：全学教員・助手	シラバス様式の変更に伴う改善点と諸注意事項の説明	理学療法学科 教授
2016年10月28日	看護学におけるフィジカルアセスメント教育に関する研修 対象：看護学部教員・助手	看護学におけるフィジカルアセスメント教育に関する講義・演習	名古屋大学大学院医学系研究科臨床アセスメント学分野 教授
2017年6月7日	看護体験実習 教員のかかわり検討会 対象：看護学部教員・助手	5月に実施した1年次専門教育科目「看護体験実習」の事例検討	—
第1回 2017年6月21日	ランチョンセミナー 対象：看護学部教員・助手・学生	教授による教育研究活動に関する講演	理学療法学科 教授
第2回 2017年9月6日			小児看護学 教授
第3回 2017年11月8日			基礎看護学 教授
第4回 2018年1月17日			在宅・公衆衛生看護学 教授
2017年12月13日	シラバス作成に関する説明会 対象：全学教員・助手	シラバス様式の変更に伴う改善点と諸注意事項の説明	看護事務室 係長
2018年3月8日	カリキュラム改正に関する研修会 対象：看護学部教員・助手	看護学教育モデル・コア・カリキュラム及び看護学士課程におけるコアコンピテンシーと卒業時到達目標に関する研修	在宅・公衆衛生看護学 教授 小児看護学 講師
2018年4月25日	ランチョンセミナー 対象：看護学部教員・助手・学生	教授・准教授による教育研究活動に関する講演	在宅・公衆衛生看護学 教授
2018年5月30日			母性看護学 教授
2018年6月27日			精神看護学 教授
2018年7月19日			在宅・公衆衛生看護学 教授
2018年9月6日			基礎看護学 准教授
2018年9月5日	インストラクショナルデザイン研修会 対象：看護学部教員・助手	インストラクショナルデザインを活用した教育方法に関する研修	長野県立病院機構研修センター 副看護師長
2018年12月21日	シラバス作成に関する説明会 対象：看護学部教員	シラバス作成に伴うポイントと諸注意事項等の説明	看護事務室 主任
2019年3月12日	実習における学生と教員のかかわり検討会 対象：看護学部教員・助手	事例検討	—
2019年4月23日	国家試験対策セミナー伝達講習 対象：看護学部教員・助手	国家試験対策に関する外部研修で得た情報の共有	看護学科 教授・助教・助手
2019年4月24日	国家試験対策セミナー伝達講習 対象：看護学部教員・助手	国家試験対策に関する外部研修で得た情報の共有	看護学科 講師・助手
2019年9月4日	国家試験対策セミナー伝達講習 対象：看護学部教員・助手	国家試験対策に関する外部研修で得た情報の共有	看護学科 講師

2019年12月25日	カリキュラム改正に向けた伝達講習 対象：看護学部教員・助手	看護師指定規則改正等に関する外部研修で得た情報の共有	看護学科 教授・講師
-------------	----------------------------------	----------------------------	------------

(3)4-2 の改善・向上方策(将来計画)

- ・教員の確保・配置については、今後とも大学設置基準及び指定規則に定められた基準を順守し、教育課程に即して欠員の補充、新規採用を行っていく。
- ・教員の採用・昇任に当たっては、「健康科学大学教員の採用計画、昇任、資格審査等に関する規程」に基づき、引き続き公平かつ厳正に行っていく。
- ・教員相互での授業評価、授業公開の実施等について検討し、教授方法の向上を図っていく。
- ・できるだけ多くの教員がFD研修会に参加できるように開催日時を工夫するとともに、全教員に資料を配布し、教育力の向上に努めていく。
- ・教員の評価を給与などの処遇に反映させるなどした新しい人事制度の導入に向けて取り組んでいる。教員の一定期間の業務成績及び能力を適正に評価することで、教員の資質・能力向上に努めたい。
- ・平成 28(2016)年度から、教養科目を含む「共通科目」に係る調整を行う共通科目長、共通科目会議が動き始めた。今後、共通科目会議で議論して、教養教育をより充実させていく。

4-3 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1)4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2)4-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

本学では、健康科学大学就業規則第 56 条の研修に関する定めに従って、法人、本学又は学外の諸機関が主催する各種研修会・講習会・セミナー等へ参加・派遣させるほか、必要があれば専門資格を取得するよう指示している。研修会等への参加及び資格の取得等については、「健康科学大学事務職員研修規程」の規定に基づき行っており、大学が認めた場合、職務に関連する課題について自己研修を行う者に対して、結果の報告、課程修了もしくは資格取得等の条件をつけて、大学が研修経費の全額又は一部を補助し教育機会を与えている。これら研修会等により習得した知識については、事務室に報告させるとともに、他の職員にも提供し教育機会を共有している。これらの取組みにより職員の広く一般的な知識、技能の修得及び能力の向上による業務の充実を図っている。

(3)4-3 の改善・向上方策(将来計画)

本学の教育目的を達成するための事務体制については、適切に機能している。

また、職員についての評価を給与などの処遇に反映させるなどした新しい人事制度の導入に向けて取り組んでいる。職員の一定期間の業務成績及び能力を適正に評価することで、職員の資質・能力の向上に努めたい。

4-4 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

個人研究費、研究助成費、外部資金獲得により、研究費に必要な設備関係等を向上させている。管理については、教員の申請を受けて事務局において発注業務を実施しており、教員と業者の癒着を防止している。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

留意事項として①ヘルシンキ宣言の趣旨に即して研究を行うこと②対象者等の権利及び尊厳を尊重すること③研究を行うことにより、対象者等に不利益及び危険が生じないよう十分配慮することを明記している。また研究倫理委員会の構成員により審査を実施し、学長に報告するとともに、申請者に通知するものとしている。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

専任教員には毎年予算の範囲内において個人研究費を配分している。また「研究助成費」制度を設け、学内教員からの研究計画を公募し、厳正な審査により適切と認められた研究活動に対して助成費を交付している。

(3) 4-4 の改善・向上方策(将来計画)

科研費を含む外部資金獲得数を増加させたい。

[基準 4 の自己評価]

研究費関連の規程は整備されているので不正防止となっている。また研究成果として毎年研究発表会を開催しているのでただ配分するだけの支出にはなっていない。内部監査、公認会計士による会計監査および監事監査も実施しており、複数名の目で精査をしている。

基準 5 経営・管理と財務

5-1 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

- ・ 本学の設置者である学校法人健康科学大学は、学校法人健康科学大学寄附行為第 3 条(目的)において「この法人は、教育基本法、学校教育法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、大学、短期大学、高等学校並びにその他の学校を設置し、教育、保育及び学術の研究を行い、社会に貢献でき得る人材を育成することを目的とする。」と明確に表明し、これらの法律の趣旨に沿って誠実に運営している。
- ・ 「潔い美しいところ」「痛みを分かち合うところ」「もののあわれを解するところ」という、本来、日本人の持っている「大和心」を大切に育むという創立時(明治 32(1899)年)の精神を、尊重し、建学の精神に則り、私立学校としての自主性を確立するとともに、教育機関に求められる公共性・公益性を高めるための組織体制や仕組み・諸規程を構築して、高等教育機関として社会の要請に応じ得る運営を行っている。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

- ・ 法人運営については、「学校法人健康科学大学寄附行為」及び「学校法人健康科学大学理事会規則」に基づき理事会を開催し、法人全体の業務に関する事項について審議決定している。理事会での審議にあたり、理事長の諮問機関として設置した評議員会において、学校法人健康科学大学寄附行為第 21 条に規定された項目については、予め評議員の意見を聞いたうえで理事会を開催している。
- ・ 大学の運営及び教学に係る全学的に重要な事項については、「健康科学大学運営会議規程」に基づき、大学運営会議で審議決定している。
- ・ 平成 27(2015)年度に、平成 28(2016)年度から令和 2(2020)年度までの 5 か年の経営計画を策定した。この計画に基づき、毎年度予算編成の基本方針を定め予算を策定し、予算に基づき年度ごとの着実な実行に取り組んでいる。
- ・ 経営計画については、「学校法人健康科学大学経営計画管理規程」及び「学校法人健康科学大学経営委員会規程」により経営委員会で審議策定し、理事会で決定する。また、経営委員会より毎年、理事会に経営計画の進捗状況を報告し、財務及び経営状況の的確な分析を行うなど、使命・目的の実現に向け継続的に努力している。
- ・ 中期計画の策定義務化などが規定された私立学校法の改正に対応し、学校法人健康科学大学寄附行為のほか理事会規則、監事監査規程等の改正を行うとともに、2020 年度に策定する経営計画について経営委員会の見直しなど策定準備に取り組んでいる。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

- ・富士河口湖町主催のゴミ拾い運動に教職員・学生有志が参加し、地域の美化活動に貢献している。
- ・学内での人権問題の発生予防や発生時の対応を検討するため、「人権問題対策委員会」を設置している。各学年、新学期オリエンテーションではキャンパスハラスメントに関する講習会を開催するとともに、「キャンパスハラスメント防止の手引き」のリーフレットを全学生に配布し、ハラスメントに関する相談窓口の周知徹底を図っている。
- ・富士山キャンパスにおいては「学校法人健康科学大学安全衛生委員会」のもと、また、桂川キャンパスにおいては衛生推進者のもと、施設設備の安全対策について検討している。消防設備、電気設備、エレベータ設備など、それぞれの専門業者に委託し、点検や監視を行い、必要な措置を取ることで安全性を確保している。
- ・学内に AED(自動体外式除細動器)を設置し、富士山キャンパスにおいては全教職員が使用できるよう定期的に使用方法等の講習会を開催している。
- ・平成 26(2014)年 9 月 1 日から大学敷地内を全面禁煙とし、学内における受動喫煙を防止し、「健康」を謳う大学にかかわる教職員・学生等として健康被害を引き起こす恐れのある喫煙習慣を身につけることのないよう努めるとともに、国立公園内の環境に配慮してタバコの投げ捨て等の行為も厳禁している。
- ・本学は、平成 28(2016)年 6 月に都留市、11 月に富士河口湖町と「災害時における相互協力に関する協定」を締結し、富士山噴火、地震、台風などの災害が発生した場合に、学生や教職員の安全確保や生活復興等の災害対策を迅速に推進できるように備えている。

(3)5-1 の改善・向上方策(将来計画)

- ・経営の規律と誠実性に関して、より一層適切な運営を行っていく。

5-2 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1)5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2)5-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

- ・「学校法人健康科学大学寄附行為」において「理事会」は学校法人業務に関する意思決定機関として位置付けられ、寄附行為及び「学校法人健康科学大学理事会規則」に基づき適切に運営している。
- ・理事会は、5月、10月、3月に定例で開催し、必要に応じて臨時に開催している。
- ・理事会及び評議員会の開催にあたっては、開催通知にあわせて会議資料を送付するとともに、詳細な説明が必要な案件の場合は、非常勤の理事、監事及び評議員には予め電話などで概要を説明している。

- ・学校法人健康科学大学寄附行為第5条第2項に基づき理事長が、同条第3項に基づき副理事長1人、常務理事2人を選任しているが、迅速な意思決定による適切な業務遂行ができるよう、「常任理事会規則」に基づき、これらの理事を構成員とする「常任理事会」を設置している。
- ・常任理事会は、原則として週1回開催しており、理事会の包括的授権に基づいて、学校法人の日常業務を決定している。また、「法人運営の基本に関する事項」「理事会・評議員会の議案に関する事項」「理事会決議事項の執行に関する事項」「理事会から委任された事項」及び「理事会に付議する事項」について協議し、理事会との連携を図る中で運営は適正かつ円滑に行われ、迅速に意思決定ができる体制となっている。

(3) 5-2 の改善・向上方策(将来計画)

- ・今後も、機動的な学校法人運営を行うために、常任理事会の活用を促進する。
- ・役員及び評議員の人事については透明性を持たせ、学内の者に偏らないよう広く社会的経験が豊富で、外からの視点で事業を多角的に検討できる者を引き続き任用していく。

5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

- ・「学校法人健康科学大学経営委員会規程」に基づき経営委員会を開催しており、法人と大学並びに各設置校等のコミュニケーションが図られ、円滑に運営している。
- ・法人の意思決定機関である理事会において、大学運営会議での審議内容等の説明と報告が行われ、大学の教育研究状況及び教学組織としての意向については理事会で適切に把握し、これを尊重して経営に当たっている。
- ・理事会での決定事項については、月1回開催する事務長会議、大学運営会議及び教授会で報告するほか、大学事務職員には学長、事務長及び事務室各課の長による週1回の報告会を通じて周知している。
- ・毎週開催する常任理事会において、大学事務長から大学の課題について協議・報告等を行っている。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

- ・学校法人健康科学大学寄附行為第12条1項により、学長は理事に選任されているほか、評議員にも選任され理事と兼任している。また、健康科学部長、看護学部長、大学事務長及び法人事務局長が理事及び評議員に選任されており、大学からの意見等は審議に反映し、学校法人の意思決定は円滑に行われ、教学部門と共有している。

- ・理事長は、学校法人健康科学大学寄附行為第21条に規定された事項については評議員会に諮問しており、ガバナンスは確保している。
- ・監事は、学校法人健康科学大学寄附行為第15条及び第17条により選任及び職務が規定されており、「学校法人健康科学大学監事監査規程」に基づき各設置校等に出向き監査を行い、法人の業務や財産の状況の把握に努め、その結果を理事会及び評議員会に報告しており、理事会には必ず出席し、十分なチェック機能を果たしている。
- ・「学校法人健康科学大学内部監査規程」に基づき、大学の内部監査を法人事務局長の指揮の下に実施し、透明性を確保している。

(3)5-3 の改善・向上方策(将来計画)

コミュニケーションとガバナンスについては、概ね良好に機能している。今後も風通しのよい組織づくりを念頭に、各委員会や会議との連携を強化していく。

5-4 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1)5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2)5-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

平成 21(2009)年度から、本法人においては 5 か年の経営改善計画を策定し、収支バランスの取れた財政を目指して、経営の健全化に取り組むとともに、平成 28(2016)年度に開設した看護学部の設置に要する財源を確保することを目標に資金計画を立てて実行してきた。これにより、平成 21(2009)年度以前までの長期にわたる基本金組入前当年度収支差額のマイナスは、翌期にはプラスに転じ、以後每期プラスを維持しており、翌年度繰越収支差額も改善している。

平成 28(2016)年度から令和 2(2020)年度までの 5 か年にわたる経営計画を策定しており、経営計画をもとに各年度での予算基本方針及び事業計画の策定により、計画的な財務運営を確立している。また、現行の経営計画が終了する令和 2(2020)年度には、新たな経営計画の策定に向け取り組んでいる。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

安定した収支バランスを確保するために、法人部門を除く各部門の独立採算を基本として、各部門単体での収支がプラスとなる予算編成を行ってきたが、単体では赤字となる部門への対応が必要となっている。一方、大学部門の基本金組入前当年度収支差額は平成 23(2011)年度から 5 か年において収入超過となっており、収支プラスを維持している。

事業活動収支計算書関係比率について、自己資金の充実を示す事業活動収支差額比率は法人全体で平成 25(2013)年度 20.0%、平成 26(2014)年度 29.2%、平成 27(2015)年度

10.2%、平成28(2016)年度8.6%、平成29(2017)年度4.2%、平成30(2018)年度4.6%、令和元(2019)年度7.4%となっている。

外部資金について、大学部門の科学研究費補助金の採択実績は、継続を含め平成25(2013)年度4件351万円、平成26(2014)年度3件162万円、平成27(2015)年度7件582万円、平成28(2016)年度12件1,620万円、平成29(2017)年度16件1,255万円、平成30(2018)年度13件1,267万円、令和元年度(2019)14件1,280万円となっている。

(3)5-4の改善・向上方策(将来計画)

経営計画を着実に推進していくこと、また財政基盤を維持していくための定員未充足の解消に向けて、作業療法学科及び福祉心理学科の再編に取り組んでいく

5-5 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1)5-5の自己判定

基準項目5-5を満たしている。

(2)5-5の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-5-① 会計処理の適正な実施

「学校法人会計基準」及び本法人の「学校法人健康科学大学経理規程」に基づき、適切に会計処理を行っている。また、会計処理上の疑問点等に関しては、その都度監査法人と相談し指導を受け処理している。

予算執行については、「学校法人健康科学大学経理規程」に基づき、100万円以上の支出は理事長の承認が必要となっている。また、100万円未満の支出は各部門の事務局長もしくは事務長となっているが、50万円以上の支出は、原則として相見積りを実施している。なお、個々の案件に応じて公正・適切な方法(競争入札、随意契約)を採用し、厳正に精査したうえで予算執行の可否を決定している。

平成27(2015)年度より会計基準が改正され、文部科学省からの通知や日本公認会計士協会の学校法人委員会報告及び実務指針など、会計処理に必要な不可欠な事項を周知徹底し、不明な点については、監査法人に確認している。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

「私立学校振興助成法」に基づく監査法人による監査、「学校法人健康科学大学監事監査規程」に基づく法人役員である「監事」による監査及び「内部監査規程」に基づく法人事務局長の指揮による内部監査を実施している。

本法人の監事は、「監事監査規程」による監査のほか、監査法人の監査に必要な応じて同席し連携を図っている。また業務状況及び財政状況等の運営全般について実態を把握し、理事会及び評議員会において意見を述べ、決算の監査報告を行っている。

(3)5-5の改善・向上方策(将来計画)

今後も実務をより定着させ、会計処理と会計監査を一層適正かつ厳正に実施する。

[基準 5 の自己評価]

大学の運営について、使命・目的及び教育目標を達成するために、関係法令及び寄附行為をはじめ本学の規程に基づき、理事会を中心に理事長・学長がリーダーシップを発揮し教職員が協働して継続的に事業を遂行している。

財政基盤の安定に向けた運営に努めている。会計処理は、学校法人会計基準及び本学の規程等を遵守の上、監査法人、監事、内部監査の体制を整備しており、適正かつ厳正に実施している。

以下のことから、基準 5 準は満たしていると判断した。

- ・経営の規律と誠実性は維持していると判断した。
- ・使命及び目的の実現に向けて継続的努力をしていると判断した。
- ・学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令について遵守していると判断した。
- ・環境保全、人権、安全に対し配慮していると判断した。
- ・教育情報及び財務情報については、適切に公表していると判断した。
- ・使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制を整備していると判断した。
- ・本学の意思決定組織は整備されており、組織の権限と責任は明確に示され、機能的に運営していると判断した。
- ・法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定は円滑に行われていると判断した。
- ・法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性は確保していると判断した。
- ・トップダウンとボトムアップのバランスのとれた運営は確保していると判断した。
- ・業務執行の管理体制が構築され、機能的に運営していると判断した。
- ・事務室の研修体制は整っており、職員の資質・能力の向上の機会を提供していると判断した。
- ・安定した財務基盤の確立と収支バランスを確保していると判断した。
- ・適正な会計処理を実施していると判断した。
- ・会計監査の体制が整備され、厳正に実施していると判断した。

基準 6 内部質保証

6-1 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学の内部質保証として、毎年度自己点検・自己評価委員会が主体となって自己点検

評価を実施している。また、この点検評価によって作成した自己点検評価書をもとに学外から意見を聴取している。この学外からの意見聴取は定期的なサイクルが確立されており、令和元年度は富士河口湖町と都留市から意見の聴取を行った。

(3) 6-1 の改善・向上方策(将来計画)

今後も引き続き自己点検評価及び学外からの意見聴取を実施し、より良い大学運営を目指し活用していく。

6-2 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

自己点検・評価報告書に用いる教職員数や学生数などの基礎データは、所掌する各部署がデータ収集・整理を行っており、教職員に係わる事項や環境整備については総務部が、学生数については教務部が所管しており、自己点検・評価のエビデンスとして活用している。これらの基礎データは、学校法人基礎調査及び学校基本調査などの調査に合わせて収集・整理し、取りまとめたデータと同一であり、教育情報等の公開においても同様のデータを利用している。また、規程類は学内 LAN を通じアクセスできる環境となっており、これらのエビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価を実施している。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学の教育研究並びに運営に係わる現状を把握するために必要とされる資料は、大学事務室の次の組織が分掌して収集・分析を行っている。

総務課総務担当(教育研究上の組織・事務組織)、総務課管財担当(施設・設備)、教務・学生課(学生の修学、教育課程、学生支援、就職・進路関係)、入試・広報課(入試・広報業務)、看護事務室であり、これら基幹的事務組織のルーティンの業務として、現状把握のためのデータ収集・分析が実施されており、これら部局からの資料をデータ編としてエビデンス集にまとめている。

また、学修時間・教育の成果等に関する情報の収集・分析等を行うため、法人組織の教学本部に IR 機能を整備した。令和元(2019)年度には、大学が直面する問題を効果的かつ合理的に解決し、大学改革を速やかに推進するため「学長スタッフ室」が設置され、学長指示のもと、より詳細で大学に特化したデータ収集・分析ができるよう、学長スタッフ室に「IR オフィス」を設置し、IR 推進担当を置くための組織体制の整備が勧められた。

(3)6-2 の改善・向上方策(将来計画)

自己点検評価報告書の作成に当たっては、引き続き「正確な現状把握、客観性を持った自己評価、それに伴う改善向上策の策定」という過程を実現できるように、今後とも正確な調査や定期的なデータの確実な収集に努め、そこで得られたデータを分析し、誠実性を持った自己評価を行うことに全力をあげたい。

そこに記載された基準ごとの「改善・向上方策」への取組みについても、教職員の単なる情報の共有に終らせることなく、教育の質の向上等を目指した不断の改革に繋げていくことが重要であると考え。また、自己点検・評価報告書を社会に対し積極的に公表し、頂戴した種々の意見等に真摯に対応し、本学の教育改善に繋げていきたい。

6-3 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1)6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2)6-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

「自己評価報告書」に記載された課題や認証評価の指摘事項については、学長のリーダーシップのもと、教職員が一体となり年度計画や改善案の検討を行っている。それらに基づき教育研究活動等が行われており、実施された教育研究活動等については、それぞれの関係部署ごとに点検・評価を行い、「自己点検・自己評価委員会」において最終的な評価を決定し、「自己評価報告書」として取りまとめている。

自己点検・評価活動は、評価結果が次年度の活動に生かされ、本学の将来に繋がる有効かつ適切な役割を担っている。さらに平成 27(2015)年度には、自己点検・評価の結果などを踏まえて、中期目標等(平成 28(2016)年度～平成 32(2020)年度)を作成し、これを自己点検・評価の基準項目としており、中期目標等に基づいた自己点検・評価を行い、PDCA サイクルの機能強化を図っている。

(3)6-3 の改善・向上方策(将来計画)

今後は、中期目標等に基づいて教育研究活動等が実施され、それらの活動を自己点検・評価し、その結果を翌年度の年度計画に反映することで、PDCA サイクルの確立を図っていくことにしている。

[基準 6 の自己評価]

自己点検・評価の適切性においては、「学則」及び「自己点検・自己評価委員会規程」に基づき、毎年、自主的な自己点検・評価を行っている。平成 23(2011)年度より、教育研究、組織運営、施設設備の状況について、「自己点検・自己評価委員会」において点検・評価を行っている。

自己点検・評価の誠実性については、資料、規程類等のエビデンスに基づき自己点検・評価を行い、「自己評価報告書」を作成し、自己点検・評価の結果について学内共有と社会への公表を適切に行っている。

自己点検・評価の有効性については、自己点検・評価活動は、評価結果が次年度の活動に生かされ、本学の将来の発展のために、有効かつ適切な役割を担っている。

PDCA サイクルを有効に機能させ、教育研究をはじめ大学運営の改善・向上に繋がっている。

以上のことから、基準6「内部質保証」の基準を満たしているものと判断した。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域連携

A-1 地域連携に関する方針と取組み

A-1-① 富士河口湖町との包括連携協定に基づく活動

A-1-② 都留市との連携活動

A-1-③ その他の地域連携活動

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

A-1-① 富士河口湖町との包括連携協定に基づく活動

本学では、平成 22(2010)年 3 月 24 日に調印した「健康科学大学と富士河口湖町との連携に関する協定書(以下『包括連携協定』という。)」に基づき、富士河口湖町と相互の密接な連携と協力を図り、主に健康づくり、医療、福祉の側面から地域貢献活動に取り組んでいる。大学事務室の総務課総務担当で富士河口湖町の地域生涯学習、健康づくり、医療、福祉等に関する人材派遣関係、ボランティアセンターでボランティア関係、教務・学生課で地域連携に係る授業関係を分掌し、以下の取り組みを行っている。

(1) 富士河口湖町への講師派遣

講師派遣一覧(令和元(2019)年度 3 月現在)

依頼内容	派遣人数
富士河口湖町障害支援区分認定審査会 委員	1 名
障害児(者)地域療育等支援事業地域生活支援授業「地域啓発研修Ⅱ」 担当講師	1 名
ボランティア講座「精神保健福祉の基礎知識」 講師	1 名
富士河口湖町健康のまちづくり審議委員会 委員	1 名

(2) ボランティア活動

平成 22(2010)年度に学内にボランティアセンターを開設し、ボランティアの登録、募集、配置等を行っている。ボランティアセンターでは近隣地域の各団体からのボランティア募集等の情報をボランティア登録している学生に発信し、ボランティア活動を支援している。主な派遣先は、富士河口湖町役場、富士河口湖町社会福祉協議会、福祉施設、支援学校、各種イベント等であり、幅広い活動を行っている。

また、包括連携協定に基づき、毎年 2 回、教職員・学生が「ウォーク・クリーニング隊」に参加し、河口湖畔や町内の美化に協力している。

富士河口湖町ボランティア派遣(一例)

派遣先	主な内容
一万人の清掃活動	町内の清掃活動
まちフェス	運営スタッフ
町内学童保育	
国会ラグビーワールドカップ	メディカルサポーター、誘導
富士山・原始林トレイルラン	荷物運搬、給水所スタッフ
富士山マラソン	給水所スタッフ

(3) 授業科目地域連携の理論と実際

健康科学部では、地域の諸問題や地域連携の実例を学び、今日的課題への取り組み方を体験すること、また医療系専門職としてのコミュニケーション能力を養うことを目的として、平成 23(2011)年度から「地域連携の理論と実際」という授業科目を設置し、全学科の学生が受講できるようにしている。

授業には、富士河口湖町役場職員を特別講師として招聘し、大学における講義で「行政」、「福祉」、「文化」、「健康増進」等に係わる富士河口湖町の取り組みや課題が紹介される。受講生は、講義を通し特に興味を持った項目や課題についてグループ単位で富士河口湖町役場や担当教員の指導を受けながら調査・研究を行い、最終的に研究発表を行う。また、フィールドワークとして富士河口湖町主催の「1 万人の清掃活動」にも参加している。

(3) 災害時における相互協力

平成 28(2016)年 11 月 24 日に、本学と富士河口湖町との間で、災害が発生した場合の町民、在勤者及び在学者等の安全確保や生活復興等の災害対策を迅速に推進するための相互協力体制を整備することを目的として「災害時における相互協力に関する協定」を締結した。相互協力の内容は、災害時における相互の施設の使用や所有物資の提供、避難所等への大学教職員・学生ボランティア等の派遣、また平常時における地域住民の防災訓練等への本学教職員・学生の派遣など、本学の特性を活用した内容となっている。

A-1-② 都留市との連携活動

(1) 大学コンソーシアムつる

都留市並びに都留市内にある健康科学大学、都留文科大学及び山梨県立産業技術短期大学校は、相互の連携体制のもと教育研究の高度化・進展化を図り、学生を含むすべての市民に対し、より価値が高い学修活動の場を提供するとともに、社会の成熟化に伴う学習需要の増大や急激な社会変化に対応するための生涯学習、産官学民の地域交流の推進などを図り、更には、3 大学間における相互練磨を行うことにより、それぞれがより一層特色と魅力あふれる教育機関となることを目指し、平成 27(2015)年 10 月 22 日に「大学コンソーシアムつる」を設立した。

大学コンソーシアムつるでは、大学等と地域社会との交流と連携並びに地域貢献に

関する事業、大学等相互の教育研究分野における連携や産業界との連携に関する事業、学生間交流に対する支援事業、大学等の広報に関する事業などを行っている。

また、3大学の持つ知的財産と技術を活用し、都留市の「生涯活躍のまち(都留市版 CCRC)」構想における産学官連携による人口減少対策と地域経済の活性化を目的とした事業にも参画している。

大学コンソーシアムつるにおいて本学が行った令和元(2019)年度の活動は、以下のとおりである。

【地域防災訓練】

都留市の地域住民を対象とした防災訓練に本学教員・学生(災害看護学学生チーム愛好会所属学生)を派遣し、身近な物を使った応急手当に関する講習会や災害時の備えについての講義を行った。

日 時	防災訓練実施地域
令和元(2019)年9月26日	都留市開地地区
令和元(2019)年10月16日	都留市三吉地区
令和元(2019)年12月2日	都留市与縄地区

【産業界との共同研究】

都留市「生涯活躍のまち(都留市版 CCRC)」構想における産学官連携による「感染症の流行が無い」健康な街づくりへの取り組みの一環として、本学と都留市に工場を構える株式会社NBCメッシュテックにおいて共同研究を行っている。この共同研究は、株式会社NBCメッシュテックが開発する抗菌・抗ウイルス素材の地域フィールドでの抗菌効果を確認し、感染症対策における本商品の有用性について検証を行うものである。本学は、本開発商品のフィールドへの設置と経過観察・微生物採取、またフィールド実験により得られたデータ分析と効果の検証を行い、その結果から連携各位へ商品開発に必要な情報の提供する役割を担っている。

(2)「生涯活躍のまち(都留市版 CCRC)」構想の推進

本学では、看護学部が所在する都留市の事業「生涯活躍のまち(都留市版 CCRC(Continuing Care Retirement Community))」構想を推進している。この事業は、高齢社会におけるまちづくりの一つの方向性として、元気な中高年(アクティブシニア)が生き生きと暮らせるまちづくりを目指すことを目的としている。平成28(2016)年2月3日に本構想と推進方策を官民共同で研究する「都留市版 CCRC 構想研究会」が発足され、本学も本会の構成員として加盟し、都留市並びに都留文科大学、健康科学大学及び山梨県立産業技術短期大学校で結成する「大学コンソーシアムつる」を通じて本事業へ参画している。

(3)災害時における相互協力

平成 28(2016)年 6 月 26 日に、本学と都留市との間で、災害が発生した場合の市民、在勤者及び在学者等の安全確保や生活復興等の災害対策を迅速に推進するための相互協力体制を整備することを目的として「災害時における相互協力に関する協定」を締結した。相互協力の内容は、災害時における相互の施設の使用や所有物資の提供、避難所等への大学教職員・学生ボランティア等の派遣、また平常時における地域住民の防災訓練等への本学教職員・学生の派遣など、本学の特性を活用した内容となっている。

A-1-③ その他の地域連携活動

(1) 山梨県との連携活動

健康科学部で開講されている「山梨の自然と文化・産業」という授業科目は、本学をとりまく山梨の自然、歴史、文化、産業についての理解を深めることを目的とし、山梨県が実施している「やまなし観光カレッジ事業」とタイアップして行われている。この授業科目に係る外部講師の委嘱や現地視察については、山梨県観光部観光振興課等の協力を得て行われている。

また、富士山キャンパスの近隣にある「山梨県富士山科学研究所(以下「研究所」とする)」とも協力・連携が行われている。教育面では、「富士山と環境」というオムニバス形式の授業科目で「研究所」の研究員の方々に講師を依頼している。講師の派遣は、平成 24(2012)年 1 月に研究所と本学との間で取り交わされた講師派遣についての覚書に基づいている。

その他にも、近隣の県立高等学校からの依頼を受け、高校生に「課題研究」の指導を行う他、高校の「介護職員初任者研修」等の担当講師務めている。

(2) 産前産後ケアセンター

本学を設置する学校法人健康科学大学は、平成 27 年 1 月に山梨県及び県内全市町村で構成する山梨県産後ケア事業推進委員会から産前産後ケア事業の委託を受け、平成 28 年 1 月に山梨県笛吹市石和町に「健康科学大学産前産後ケアセンター」を開所した。

産前産後ケアセンターでは、助産師が中心となり出産直後の母子を宿泊や日帰りで受け入れ、出産で疲弊した母親の心身のケアや授乳支援、育児相談等を行っている。また、子育てに関する 365 日 24 時間体制での電話相談や本学教員を活用した各種講習会の開催、臨床心理士によるカウンセリング等により、育児をスタートさせる母親をサポートし、児童虐待や育児放棄を未然に防ぐとともに、山梨県の少子化対策の一端を担っている。

このような事業を通し、大学の知的財産を地域に還元している。

(3) 「大学コンソーシアムやまなし」での連携活動

本学は、特定非営利活動法人「大学コンソーシアムやまなし」の構成機関として、県内の他大学と連携を取りながら、本学が立地する富士北麓地域で、各種団体との連携を図り、本学と地域の相互発展を目指している。

平成 27(2015)年 10 月には、「大学コンソーシアムやまなし」が企画した事業「オールやまなし 11+1 大学と地域の協働による未来創生の推進」(事業責任：山梨大学)が、

文部科学省の「地(知)の拠点大学による地方創生事業(COC+)」の助成を受けることとなった。本学も、協力校として事業実施委員会に参加し、専門性を活かせる医療・福祉・保健の場で協力している。

(4) その他

本学では、近隣の小中学校等教育関連施設だけではなく一般の方からの依頼に応じて学外で講義を行い、地域の教育に貢献している。また、山梨県内で開催される研修会や講演会の講師を務め、知的財産を積極的に地域に還元している。さらに、近隣の高等学校等の学校評議員となり、学校運営にも協力している。

(3) A-1 の改善・向上方策(将来計画)

地域との連携活動は本学の教育研究の活性化にとっても重要であると位置付け、平成22(2010)年には富士河口湖町と「包括連携協定」を締結し、様々な連携事業を推進するとともに、山梨県とも授業等で連携を図り、県内の広い地域で連携活動を行っている。今後も、これらの連携活動をさらに充実させたい。また、平成28(2016)年4月に看護学部看護学科を山梨県都留市に開設したのに伴い、都留市との連携事業を新たに開始し、本学の有する知的資源や研究で得た知見を広く社会に公開し、情報発信に努めている。

A-2 大学付属クリニックの開設

A-2-① クリニック開設の目的と開設までの経緯

A-2-② クリニックの現況

(1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

A-2-① クリニック開設の目的と開設までの経緯

平成16(2004)年4月に、富士河口湖町は、健康づくり事業の一環として「健康指導センター」の建設を表明した。この施設は、地域密着型リハビリテーションセンターとして位置づけられ、その管理運営業務について、本学へ協力要請がなされた。

本学においては、近隣地域にリハビリテーション施設が少なく、学生の臨床実習施設の確保が困難であるため、教育と研究のための施設として大学独自の「医療施設」を必要としていた背景もあり、富士河口湖町との協議を重ねた結果、平成17(2005)年5月12日に同町から本学への運営補助金交付が決定し、同年8月31日に「健康科学大学リハビリテーションクリニック開設」についての合意に至った。

「健康科学大学リハビリテーションクリニック※」開設の申請については、平成18(2006)年9月5日付で山梨県知事より診療所開設についての許可を得た。また、平成18(2006)年9月7日付で山梨県社会保険事務局より保険医療機関としての指定を受け、地域医療への貢献と学生の臨床実習が実施できる教育研究施設とすることを目的とし、同年9月15日に開院に至った。

※平成30年12月1日「健康科学大学クリニック」へ名称変更

A-2-② クリニックの現況

(1) 全般的事項

富士北麓地区では数少ないリハビリテーションに重点を置く医療機関として、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等が連携して様々な障害に対しリハビリテーションを行っている。また、平成 20(2008)年度から訪問リハビリテーションを、平成 21(2009)年度から通所リハビリテーションを行っている。平成 21(2009)年度からは、発達障害児のリハビリテーションの強化を図っている。

山梨大学医学部等より医師の応援を得て、整形外科に加え内科、小児神経科の診療を行っている。特に、地域のニーズに応えるため、小児神経科には発達障害の専門医と臨床心理士及び発達障害専門の職員を配置して診療及びリハビリテーションを行っている。発達障害児の専門医療機関が少ないこともあり、遠方からの受診者が多くなっている。

最近では、患者数が徐々に増加し、令和元(2019)年度には1日の平均患者数が約120人となっている。また、臨床実習生は、令和元(2019)年度は延べ596人を受け入れ、学生の臨床実習の場として非常に質の高いものとなってきている。このように、「健康科学大学クリニック」の開設によって大学近隣での実習が可能となり、学生の実習負担も軽減され、極めて有益な場となっている。

さらに、平成30年4月、山梨県から「富士・東部地域リハビリテーション広域支援センター」に指定され、富士・東部圏域における専門相談機関としての役割を担い、関係機関や事業者と連携しながら高齢者が住み慣れた場所での生活が維持できるよう支援に努めている。

(2) 施設設備及び機器の整備・運用状況

施設設備及び機器等については、計画的に保守・点検を実施し施設管理を行っている。

送迎用車両を購入し、送迎を行う職員を増員して、通所リハビリテーションの拡充も行っている。

(3) 職員の配置状況

医師不足が深刻化する中、特に小児神経科医師の確保は困難を極めている状況である。現在は山梨大学医学部や近隣病院の協力により診療を行っている。以下に職員の配置状況を記す。

職員配置状況(令和2(2020)年5月現在)

	常 勤	非常勤
医師	2 人	3 人
看護師	1 人	2 人
理学療法士	7 人	1 人

作業療法士	5人	2人
言語聴覚士	2人	-
臨床心理士	-	3人
介護職員等	-	4人
事務員	2人	3人
合計	19人	18人

(3)A-2 の改善・向上方策(将来計画)

度重なる診療報酬の改定により、今まで医療保険で行っていたリハビリテーションが段階的に介護保険へ移行され、医療保険の中で十分なリハビリテーションを長期的に行うことが困難な状況となっている。医療制度改革の流れや高齢者の増加状況をみると、介護保険によるリハビリテーションは、これからもますます需要が高まっていくと想定される。特に、介護保険事業の通所・訪問リハビリテーションについては、地域住民からの要望も多いため、介護保険事業をより一層拡充し、地域のニーズに答えるべく、さらなるスタッフの増員等も含めて検討を行っている。

今後は、広報活動の拡充、地域住民との連携、サービスのより一層の向上、スタッフ教育等の充実を行い、クリニックの近隣地域への周知を図り、診療の質を高めて受診者数の増加を図っていく。

また、大学との連携をより強化して、教育、研究の場としての役割を十分に果たしていく。

【基準 A の自己評価】

本学は、開学から 17 年が経過したが、この間、様々な人的・物的あるいは知的資源を積極的に社会に還元してきた。例えば、公開講座を定期的で開催し、地域に密着した有益な内容を発信できるように努めてきている。特に、富士河口湖町との間で「包括連携協定」を締結したことにより、大学と富士河口湖町との連携活動は一段と活発になった。さらに、近隣地域、山梨県との連携活動も積極的に行い、教育及び研究の面で成果を上げている。

また、「健康科学大学クリニック」は、地元住民を中心に、県内外から様々な疾病をかかえた人々が来院する。特に、富士北麓地域のリハビリテーション専門の診療所として健康増進に寄与している。